

地域指定年度	平成17年度
整備計画策定年度	平成17年度

## 秩父市農業振興地域整備計画書

# 目 次

	ページ
第1 農用地利用計画	1 ~ 11
1. 土地利用区分の方向	1
(1)土地利用の方向	1 ~
ア. 土地利用の構想	1 ~ 3
イ. 農用地区域の設定方針	3 ~ 6
(2)農業上の土地利用の方向	6 ~ 11
ア. 農用地等利用の方針	6 ~ 8
イ. 用途区分の構想	8 ~ 11
2. 農用地利用計画	別添
 第2 農業生産基盤の整備開発計画	 12 ~ 18
1. 土地基盤の整備及び開発の方向	12 ~ 14
2. 土地基盤整備開発計画	15 ~ 18
3. 森林整備その他林業の振興との関連	18
4. 他事業との関連	18
 第3 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画	 19 ~ 27
1. 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	19
(1)中核的農家の農業経営の目標	19 ~ 24
(2)農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	25
2. 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策	29
3. 森林整備その他林業の振興との関連	29

第4	農業近代化施設の整備計画	.....	30	~	
	1. 農業近代化施設の整備の方向	.....	30	~	35
	2. 農業近代化施設整備計画	.....	36	~	38
	3. 森林整備その他林業の振興との関連	.....	39		
第5	農業従事者の安定的な就業の促進計画	.....	39	~	41
	1. 農業従事者の安定的な就業の促進の目標	.....	39	~	41
	2. 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策	.....	41		
	3. 森林整備その他林業の振興との関連	.....	41		
第6	生活環境施設の整備計画	.....	42	~	43
	1. 生活環境施設の整備の目標	.....	42		
	2. 生活環境施設の整備計画	.....	42		
	3. 森林整備その他林業の振興との関連	.....	43		
	4. その他の施設の整備に係る事業との関連	.....	43		
第7	附図				
	1. 土地利用計画図（附図1号）				
	2. 土地基盤整備開発計画図（附図2号）				
	3. 農業近代化施設整備計画図（附図3号）				
	4. 農村生活環境整備計画図（附図4号）				
別記	農用地利用計画	.....			
	(1)農用地区域	.....			
	ア. 現況農用地等にかかる農用地区域	.....			
	イ. 現況森林、原野等にかかる農用地区域	.....			
	(2)用途区分	.....			



## 第1 農用地利用計画

### 1 土地利用区分の方向

(旧秩父)

#### (1) 土地利用の方向

##### ア 土地利用の構想

秩父市は、埼玉県西北、秩父盆地の中央に位置し、都心から70kmの圏内にあり、地域の範囲は東西14.4km、南北26.6km、その面積は134.03km<sup>2</sup>である。市の中央を荒川が南北に貫流し、これをはさんで丘陵が数条併列して縦走している。耕地のほとんどは荒川両岸に発達した河岸段丘とその支派川の流域にあり、地質は秩父古成層及び第三紀層に属しており、土性はレキ質及び砂質の土壌である。地形は全般的に山間地帯で立地条件に恵まれなため、兼業化が進んでいる。

農業振興地域は、既成市街地及びその周辺地域並びに大規模山林地域を除いた旧久那村、旧尾田蔭村、旧大田村及び大字別所、大字黒谷並びに大字大宮の一部(上野台区域)を指定した。

近年、2次3次産業の発展に伴って土地需要は年々増加の傾向をたどっており、市の総合振興計画によれば先端技術産業の企業誘致、地場産業の振興等都市化工業化の予測による必要面積は、市街地及びその周辺地域等除外地において確保することとし、農業振興地域において確保するものは、道路、公共施設用地、住宅等31haを対象に考えるものとする。よって本地域の農業は、上記用途需要地を除いた農用地を対象として、機械化体系を基本とした養蚕、酪農、肉豚、椎茸、果樹、野菜、米、麦等の栽培団地の造成、首都圏の生鮮食料品供給基地としての確立を目的として育成、助長をはからなければならない。そのために必要な農用地として587haを確保し、地区別農業振興の方針にそった農業経営の安定を図るものとする。なお、公共施設用地、住宅用地等との調整を図りつつ、農用地の確保をするためには、傾斜のゆるやかな山林等の農用地への転換を図るものとし、農用地等の他用途への利用は、可能な範囲で生産性の低い農用地をあてることを主眼として土地利用を図るものとする。そのため、今後における用途間の移動については、農用地及びその他の面積が減少し、宅地公共用地等が増加するものと思われる。

(旧吉田町)

#### (1) 土地利用の方向

##### ア 土地利用の構想

吉田町は、埼玉県の北西部に位置し、東京都心より80kmの圏内にはいる。東に秩父市、南から西にかけて小鹿野町、北西に群馬県万場町、北に皆野町・神泉村に接する総面積6,665haの農山村である。本地域は、町の南部を流れる一級河川赤平川流域に発達した地域と、町の中央を西から東に流れる一級河川吉田川流域に開ける河岸段丘の二地区に区分される。

吉田川の流域の地質は一部平坦地を除き秩父古成層からなり、土壌は礫質壤土・砂壤土が多く、土壌の深さは中庸である。また赤平川流域の土質は大部分が第三紀層に属し、土壌は壤土・砂壤土が多く比較的深い。地域は全般的に傾斜地が多く、吉田川・赤平川両河川流域を除いてほとんど山間傾斜地からなり、農用地553ha、森林5,186haで78%が山林で占められ、農地は約9%で残りの大部分は河川・道路・宅地等である。

人口は、昭和31年に吉田町と上吉田村が合併したときの、9,464人(世帯数1,704戸)を最高に、以後減少傾向を示し、平成7年の国勢調査では6,275人(世帯数1,758戸)となっている。なお、昭和55年4月から過疎地域振興特別措置法に基づく過疎地域になった。

近年、本地域においても産業構造の変化に伴い、第一次産業の就業人口は減少して第二次・第三次産業の就業人口が増加している。このため十年後の産業別就業人口は、第二次・第三次産業

就業者が3,200人を超え、その比率は86%と想定され、所得においてもこの部門の比率が大幅に伸びるものと思われ、ますます兼業化が進むのに併せて山間地から平坦地への人口流出が増加するため、これらの対策として工場予定地・住宅地等の確保も図る。

そこで、町の振興計画並びに土地利用計画に沿って、優良農地の確保に努めるとともに、秩父工業団地造成事業・合角ダム関連事業等地域の活性化のための諸事業と調和のとれた土地の有効利用を図る。

なお、農用地については、町の基幹作物である畜産・養蚕・椎茸・こんにゃく・野菜・果樹等、また山間地では地域の特性にあった農業を推進し、土地基盤整備を計画的に実施し生産性を高め、農業経営の安定を図る。

観光農業については、釜の上地区においてぶどう・いちご等の生産直売が行われ、順調に固定客も増えている。最近りんごも導入され、将来はいちご・プラム・ぶどう・りんごと年間を通じての対応が期待される。また、みどりの村への入り込み客に対しても、現在工事中の林道の完成により上吉田の姥仁田地区（山逢いの里）への流れが期待されるので、周辺整備や農作物の充実が必要となる。

本地域の現況農用地は544haであるが、農業の振興を図るうえで必要な農用地、田26ha・畑437haを確保し、地区別用途区分の構想に沿った利用を行うものとする。

用途間の移動は団地性を考慮するものとし、農用地が減少して宅地・工業用地・公共用施設用地が若干増えるものと予想される。

## 3 荒川

### イ 土地利用の方向

#### ア 土地利用の構想

本地域は、埼玉県西部秩父部の南部に位置し、首都圏80km圏内に位置し、東は秩父市、西は太滝村、南は東京都、北は小栗野、両神村に接している。

中央部に一級河川荒川が西から東へ流下し、その沿線に140号（熊谷一甲府）及び秩父鉄道が平行して走っている。総面積（農林地域）933haでその16%が山林であり平坦部は荒川と平行して縦長く右左岸に展開している。標高は260～360mで年間降雨量は約1,500mmであり、荒川に向けて北部（左岸）は南面に、南部は（右岸）北面に傾斜する河岸段丘地帯である。地層は秩父古成層第三紀層及び第四紀層（沖積層）からなっている。交通は比較的めぐまれており国道及び鉄道が東西を縦貫し、県道・林道等により容易に隣接市町村に通じることができる。特に秩父市へは直線10kmの距離にある関係から市内に職場を求める者が多い。又、村内には古くから温泉が所々に湧出している為、鉱泉旅館が多く都市住民の入込が最近のレジャーブームにも乗って多くなっていることから観光農業がのびつつある。

最近の社会情勢等の変化により第一次産業の就業者が激減、それに変わって第二次、第三次産業の就業者が増えている。そのため労働所得の大幅な伸びと兼業化が進んでいる。現在、微妙ながら、毎年人口及び戸数が増えつつある。

10年後における荒川村は人口6,500人、就業者1,700人、産業別就業比率率92%が2

次3次部門で占められるものと想定されている。これから他用途として予定するものは道路用地、工場用地、住宅用地等で、併せて461ha程度になり市の振興計画に整合して優良農地の確保に努めながらそれらを合理的に位置づけるものとする。

農用地は中型機械等が導入可能になるよう基盤整備を勧め、地区別農業振興の方針に沿って養蚕、野菜、工芸作物、果樹を基幹作物とした農業経営の安定化を図るものとする。又、近年、農家において観光農業に対する意欲の高まりも見られたためこれらの積極的な推進も重要である。なお、補給作物として従来よりおこなわれてきた畜産、米、コンニャクその他一般作物についても合理化を基盤とした推進を図るものとする。そこで必要な農用地として田37ha、畑65ha、果樹園56haを確保する。

今後も農用地を多用途に利用する場合は団地性を考慮しながら土地利用を行うものとする。用途間の移動は農用地を減少をして、宅地、工業用地が若干増えるものと予想される。

単位：ha、%

区分	年次	農用地		農業用施設用地		森林・原野		住宅地		工場用地		その他		計	
		実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
旧秩父市	現在 (平成10年)	718.20	26.7	9.67	0.4	983.40	36.4	133.52	4.9	14.88	0.6	838.57	31.0	2,698.24	100
	目標 (平成15年)	712.87	26.4	14.60	0.5	983.23	36.5	136.02	5.0	14.88	0.6	836.64	31.0	2,698.24	100
	増減	△5.33		4.93		△0.17		2.50		0.00		△1.93		0.00	
旧吉田町	現在 (平成10年)	544	8.2	1	—	5186 (O)	77.8 (O)	96	1.4	11	0.2	828	12.4	6,665	100
	目標 (平成17年)	480	7.2	1	—	5,190 (O)	77.9 (O)	104	1.6	17	0.2	874	13.1	6,665	100
	増減	△64	—	—	—	4	—	8	—	6	—	46	—	0	—
三幸町	現在 (平成10年)	1,000	10.0	10	0.1	10,000	100.0	1,000	10.0	100	1.0	1,000	10.0	10,000	100
	目標 (平成15年)	1,000	10.0	10	0.1	10,000	100.0	1,000	10.0	100	1.0	1,000	10.0	10,000	100
	増減	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(注) 1 ( )内は混雑林地面積である。 2 資料：農業振興地域整備計画管理状況報告

### イ 農用地区域の設定方針

#### 旧秩父市

##### ア 現況農用地についての農用地区域の設定方針

本地域にある現況農用地718.20haのうち、おおむね次に掲げる農用地以外の農用地59

7 29haについて農用地区域を設定する方針である。

- a 集落区域内（連接集合して存在する住宅、農業用施設、商店、工場等の施設の敷地の外縁を結んだ線内の区域）に介在する農地 約 9 69ha
- b 自然条件から見て農業の近代化を図ることが相当でないと認められる次に掲げる農用地
  - （a）おおむね傾斜度15%以上100以上の農用地 約 3 00ha
  - （b）都市公害（都市排水等による汚染）が激しく今後農用地として存続が困難と認められる農用地 約           ha
- c その他
  - a（中心集落の整備（中小企業の誘致（住宅の建設等）に伴なって拡張の対象となる大田第7区集落周辺の農用地 約12 00ha
  - b 道路沿線市街地として開発の進みつつある国道140号黒谷地区及び上の台地区、国道299号中寺尾地区内の農用地 約37. 60ha
  - c その他 約58 62ha

イ 現況農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある現況農業用施設用地のうち、（ア）において農用地区域を設定する方針とした農用地に介在し、当該農用地として一体的に保全する必要がある約9haについて、農用地区域を設定する方針である。

ウ 現況山林、原野等についての農用地区域の設定方針

本地域の農家の平均経営面積は0. 6haで一般的に経営面積が少ない。今後規模の大きく生産性の高い農家の育成を図るには、協業経営、協業組織等と相まって、開発可能な山林等の一部については、他用途への利用と合理的調整を図りながら積極的に農用地としての利用開発を進める必要がある。特に平地林は粟の生産団地としての適用地域であるので、生産の増大、生産性の向上を図るため、既存の樹園地の集団化にあわせて、接続する山林については樹園地としての整備開発を進め、機械化に対応した団地を形成する必要がある。しかし、現在のところ大規模団地の開発は見込めないので、特に農用地区域の設定は行なわない方針である。

（旧吉田町）

（ア）現況に農用地等についての農用地区域の設定方針

本地域内にある現況農用地544haのうち、次に掲げる農用地以外の農用地463haについて農用地区域を設定する方針である。

a 次に掲げる地域、地区及び施設の整備にかかる農用地

地域、地区及び施設等の具体的な名称又は計画名	位 置	面 積			備 考
	（集落名）	農用地	森林その他	計	
地 す べ り 防 止	大字太田部	12. 6ha	—	12. 6ha	



b 集落地内に介在する農用地

該当集落地数 36 該当農用地面積 6.8ha

c 自然的条件からみて農業の近代化を図ることが相当でないと認められる、次に掲げる農用地  
上吉田地区

巢掛沢に沿って展開する農地2.5ha、塚越集落地の吉田川沿岸に展開する農地2.5ha、  
女形沢に沿って展開する農地13.1ha、千鹿谷集落地の農地11.5ha。

久長地区

藤芝集落地の林道藤芝線に沿って展開する農地3.4ha、頼母沢集落地の林道頼母沢線に沿って展開する農地7.5ha。

d その他

道路沿線市街地として開発の進みつつある井上地内の農地5haと塚越1ha。

工業導入地区として大字下吉田天狗沢地区3ha、同取方地区2ha、秩父工業団地造成予定地として大字下吉田福田地区1.1ha、芦田地区0.9ha。

過疎地域活性化計画における若者の定住促進のための宅地造成として大字下吉田新田原内南地区1.1ha、芦田地区0.9ha。

(イ) 現況農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある現況農業施設用地のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした農用地に介在し、又は隣接するものであって、当該農用地と一体的に保全する必要があるものについて農用地区域を設定する。

(ウ) 現況森林・原野等についての農用地区域の設定方針

当地域の平均経営面積は49aで、極めて零細である。今後農業経営の拡大を図るためには、既存農用地の基盤整備はもとより、開発可能な山林・原野等についても、他用途との合理的な調整を図りながら農用地としての利用開発を進め、下記地域に農用地区域を設定し生産の増大と生産性の向上を図る。

土地の種類	所在(位置)	所有者又は管理者	面積	利用しようとする用途	備考
山林	大字久長字登蚊沢・字腰・字野栗石の一部	私有	1ha	採草放牧地	天然林
"	大字下吉田字万場沢山の一部		3ha	"	"
合計			4ha		

(旧荒川村)

ア 現況農用地について農用地区域の設定方針

本地域内にある現況256haのうち、概ね次に掲げる農用地以外の農用地1414haについて、農用地区域を設定する方針である。本地域は特にスローロールが激しいので拠点開発の方向で、村内を数地区に分けた

a 集落区域内に介在する農用地

該当集落数 8 該当農用地面積 735ha

b 自然条件からみて農業の近代化を図ることが、相当でないと思われる次に掲げる農用地

大字白久猪鼻地区約47ha、大字日野寺沢地区約20ha、  
大字小野原地区約14ha、大字上田野地区約302ha、計383ha

c その他

道路沿線等で住宅地として将来発展を予想される地区及び、公共用施設として計画される地区又、農用地区域内で転用希望の農用地約28ha、工業導入地区として0ha

イ 現況農業用施設用地についての、農用地区域の設定方針

設定予定なし

ウ 現況森林・原野等についての農用地区域の設定方針

設定予定なし

## (2) 農業上の土地利用の方向

(旧秩父市)

ア 農用地等利用の方針

農用地区域を設定しようとする農用地等の利用状況は、59729haのうち、田・畑・樹園地が混在し、農業生産の合理化を阻害していることから、こんにゃく、野菜等については、既存の地域と適地に集約化を進め、果樹園、桑園については、畑地帯を集約化する。水田については、中型機械を前提として利用し、点在する田は畑へ転換を進め、樹園地の集約化を基軸として土地利用を促進する

(旧吉田町)

ア 農用地等利用の方針

農用地区域を設定しようとする農用地等の利用状況は、田26ha、畑437haであるが、一部水田地帯を除いて混在して利用されており、農業生産の面でのいろいろな阻害要因となっている。今後は地区別農業振興方針に合わせて土地利用の合理化を図る。

久長地区においては飼料作物及び果樹等、赤平川右岸については水田・養蚕等、吉田川右岸については観光農業・養蚕・こんにゃく・畜産等、吉田川左岸については野菜・養蚕等それぞれに集約化を図る。

旧荒川村

ア 農用地等利用の方針

農用地区域を設定しようとする農用地等の利用状況は、水田 9 6 ha、普通畑 6 9 9 haが混在している為、農業生産の面でいろいろな阻害要因となっている

今後は地区別農業振興との方針にあわせ土地利用の合理化を図るようとする

養蚕については上田野地区、観光農業については、上田野、日野、小野原地区、こんにやくについては白久、麓川地区、茶については上田野、日野、白久地区、粟については全地区、施設野菜については上田野、日野地区、花卉については上田野、小野原地区にそれぞれ集約化する。

単位：h

a

区分	農 地			採草放牧地			山林地			農家用施設用地			計			森林原野
	地区名	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	
A-1 上ノ台	6.65	6.63	△0.02	-	-	-	-	-	-	0.36	0.36	-	7.01	6.99	△0.02	-
A-2 別所	20.42	20.35	△0.07	-	-	-	-	-	-	0.10	0.10	-	20.52	20.45	△0.07	-
B-1 黒谷	57.59	57.38	△0.21	-	-	-	-	-	-	0.40	0.40	-	57.99	57.78	△0.21	-
C-1 堀切・小柱	33.65	33.57	△0.08	-	-	-	-	-	-	0.22	0.22	-	33.87	33.79	△0.08	-
C-2 太田・伊古田	141.83	141.81	△0.02	-	-	-	-	-	-	3.89	3.89	-	145.72	145.70	△0.02	-
C-3 品沢	32.59	32.57	△0.02	-	-	-	-	-	-	1.83	1.83	-	34.42	34.40	△0.02	-
D-1 寺尾	95.53	95.24	△0.29	-	-	-	-	-	-	0.73	0.73	-	96.26	95.97	△0.29	-
D-2 蒔田	105.30	105.08	△0.22	-	-	-	-	-	-	1.16	1.16	-	106.46	106.24	△0.22	-
D-3 田村	49.28	49.20	△0.08	-	-	-	-	-	-	0.65	0.65	-	49.93	49.85	△0.08	-
E-1 久那	44.78	44.72	△0.06	-	-	-	-	-	-	0.33	0.33	-	45.11	45.05	△0.06	-
小計	587.62	586.55	△1.07	-	-	-	-	-	-	9.67	9.67	-	597.29	596.22	△1.07	-

旧吉田町	久長	39	37	△2	1	1	0	-	-	-	-	-	-	40	38	△2	-
	赤平川 右岸	39	38	△1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	39	38	△1	-
	吉田川 右岸	116	112	△4	3	3	0	-	-	-	1	1	0	120	116	△4	-
	吉田川 左岸	89	86	△3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	89	86	△3	-
	上吉田	78	76	△2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	78	76	△2	-
	石間	48	47	△1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	48	47	△1	-
	阿熊	43	43	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	43	43	0	-
	太田部	11	10	△1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	11	10	△1	-
	小計	463	461	△14	4	4	0	-	-	-	1	1	0	468	454	△14	-
旧荒砥村	夕那	330	314	△116	0	0	0	0	0	0	0	0	0	315	310	△5	
	上田野	500	500	△0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	500	500	△0	
	巨野	260	260	△0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	260	260	△0	
	小野原	110	115	△5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	110	115	△5	
	巨谷	240	230	△10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	240	230	△10	
	野田	250	250	△0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	250	250	△0	
	計	1410	1369	△41	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1410	1369	△41	

(旧秩父市)

イ 用途区分の構想

A-1 上の台区域

市街地周辺の高台にある区域であるので果樹園、椎茸、野菜等による観光農業を主体とした産地として整備を進める方針である。

A-2 別所区域

荒川左岸の段丘にある地区で、養蚕、野菜等を主体としているが、県立秩父公園の計画地区であるので、果樹等による観光農業と養蚕を振興する方針である。

B-1 黒谷地区

荒川右岸に面し、養蚕、野菜、米等を主体としている地区であるが、国道140号及び秩父鉄道が地区の中央を貫通する交通至便の地区で、県立美の山公園の玄関口でもあり、ぶどう、栗を主体とした観光農業と従来の養蚕、野菜、米を主体として振興を図る方針である。

- 1

C-2 大田地区

- 3

旧大田村に属し、秩父地域としては純農村地帯で養蚕、酪農、養豚、米、野菜、こんにゃく等を主体とし、専業農家も比較的多い地区である。将来、地区内農用地利用の総合的計画のもとに圃場整備等を実施するとともに点在する樹園地の集団化をはかり地区農業の

主産地形成を推進する方針である。

－ 1

D－ 2 尾田蒔地区

－ 3

旧尾田蒔村に属し、大田地区とともに純農村地帯で、養蚕、酪農、野菜、米等を主体とし、専業農家も多く、特に養蚕については秩父地方随一の生産量をあげている地区である。将来計画としても、養蚕、酪農、野菜、椎茸、果樹等の主産地として振興を図るべく普通畑、樹園地、水田等を効率的に集団化を進め、あわせて農道の整備等土地基盤整備を推進するものとする。

E－ 1 久那地区

荒川左岸の段丘に発達した地区で、養蚕、酪農、米を主体とした地区で、大規模専業農家も比較的多い。県立秩父公園の計画地区でもあるので、栗、椎茸等の観光農業も有望で、養蚕、酪農とともに今後振興を図るべく、樹園地の集団化等を推進する方針である。

(旧吉田町)

イ 用途区分の構想

平成17年度における土地利用目標の達成を旨として生産性の向上を図るため、土地基盤整備を推進して集約農業を図る。なお、作目の選定には弾力性をもたせた用途別の区分構想を図り、地区別用途は次のとおりとする。

(ア) 久長地区

当地区は一部里山地帯を除いては概ね平坦地である。経営規模は比較的大きく、現在酪農・養蚕を中心に農業経営が行われている。農道、排水路等の整備はある程度進んだが、今後は区画整理、暗渠排水等の整備を進め、農業用機械・施設等による生産体制を確立し、基本的には次のとおり用途指定を行う。

- a 登蚊沢左岸並びに字腰の山林1haについては、傾斜がゆるやかなため肉牛、酪農の主産地化を図るため採草放牧地として利用する。
- b 平坦地においては、現在団地性を示している田は字田中、字反町に集約する。畑は県道北部に集団化を進め田、畑、樹園地を集団化することを基準として当分の間農地とする。

(イ) 赤平川右岸地区

当地区は赤平川で隔てられた土地であるが、桜井、小坂下地区についてはほ場整備が完了して、また、小鹿野町に通じる広域農道も開通したことにより、観光農業への取り組みも可能と考えられることから、地域農業集団の組織化、農業用機械等の導入を積極的に推進し、生産体制の確立を図り、基本的には次のとおり用途指定を行う。

- a 桜井、小坂下地区は、ほ場整備完了したことにより釜の上地区を参としながら新作目の導入を図り、観光農業を推進する。
- b 番戸、福田地区の大部分は、畑と樹園地の混在利用がなされており、今後は集団化を基準として当分の間農地とする。なお、福田地区は秩父工業団地の隣接であり、町道幹線2号線の橋梁の完成に伴い、工場関連用地としての需要も考えられる。

(ウ) 吉田川右岸地区

当地区は、地区面積の半分近くを里山で占め、残りは平坦地の河岸段丘地帯である。今後は、農地の集団化を進め集約的な農業生産体制の確立を図る。

- a 布里地区の中央部、字兎田、字小暮の東部については、今後ほ場整備の推進を図り、橋倉地区の吉田川沿岸、上の原地区では、集団化を基準として当分の間農地とする。
- b 釜の上地区は、当町の観光農業の中心的地区であり、今後も積極的に整備を進める。
- c 上記を除く地域については、樹園地と田、畑の集団化を基準として当分の間農地とする。

#### (エ) 吉田川左岸地区

当地区は一部里山地帯を除いては概ね平坦地である。一部に小規模な田の集団がみられるほかは畑と樹園地の混在で、今後は集団化を進め生産体制の確立を図り、基本的には次のとおり用途指定を行う。

- a 田については芦田、鍛冶山、井上地区に点在しているが、集団化の図れない田は畑への転換を促進する。
- b 樹園地については井上地区の内、既存率の高い地帯で集団化を進め、その他の農地については畑としての利用を促進することとし、当分の間農地とする。

#### 16 荒川村

##### イ 用途区分の構想

一般農用地の中には、普通畑、果樹園に分類される。樹園地の内最も面積が多いのは桑園であり次いで栗園、茶園の順である。

普通畑は、野菜、いも類、小麦、スイートコーン、そば等である。一般農地について、特に平坦部分を対象に増殖化を進めるため推進を整備する方針である。

これに併行して作目別に土地の集団化をはかるように努力する。尚作目の選定にあたっては弾力をもたせて、用途別の区分構想をはかり、地区別用途は下記のとおりとする。

##### ア 久那地区

茶生産団体の指定を受けて現在茶園の造成を行っている地区であるので、茶の振興はもとより、山沿の土地は栗栽培を振興する。従って農地として利用する。

##### イ 上田野地区

本地区は荒川村に於いて最も耕地が多く、しかも平坦部分が多い地帯である。現在桑園面積が多く養蚕業が主軸をなしているのでも程度程度の機械化が必要であり、そのためには農道の整備改良が必要で機械力導入兼樹園地造成等を考える。将来も養蚕を中心として茶、施設園芸、栗、花木、コンニャク等の振興をはかるこの計画が実現されるまでは農地として利用する。

##### ウ 日野地区

通称下日野といわれる地域は水田の団地化が高い地帯であるが、整備が遅れ生産の低いことから、畑への転換を考慮して土地基盤整備を進める方針であるが、当分の間農地として利用する。他の地帯は樹園地、栗園が中心であり次いで推進栽培である。

又通称大塚といわれている地帯には、観光農業としてブドウ、イチゴ、イモ、スイートコーン、施設園芸、茶等が栽培され今後フラム、わい化リンコ栽培の振興をも加えたいところから各々集団化を進める方針であるので当分の間は農地として利用する。

エ：小野原地区

久那、上田野、日野地区と反対に南面の傾斜地であり標高300mで日当たりがよい。従来より養蚕と椎茸栽培がさかんであったが養蚕が減少し観光農業が大巾の伸びてきている。今後茶としいたけを中心にイチゴ、果樹、フラム、栗、花木等を集団化の方向で振興をはかる。従って当分の間農地として利用する。

オ：白久地区

本地区は従来こんにやく栽培が特にさかんな場所であったが運作障害の関係等に理由によりのひなやみの状態となっていた。近年群系を導入し栽培意欲が高まっ来ている。今後の土地利用の方向としては、こんにやく、ぶどう、茶、を中心としてしいたけ、栗の集団化の方向で振興を図る。従って当分の間農地として利用する。

カ：鬘川地区

白久地区と逆に南面傾斜地で日当たりの良い地帯である。古池、大槌は特に標高が高く380m程度の山間地帯である。

今後コンニャク、栗を中心として養蚕、しいたけ、茶を集団化の方向で振興を図る。従って当分の間農地として利用する。

## 2 農用地利用計画

別記のとおりとする。

## 第2 農業生産基盤の整備開発計画

### (旧秩父市)

#### 1 土地基盤の整備及び開発の方向

当地域における農業振興の方向は、農業経営の合理化を基本として、地区別の営農類型区分に基づく基幹作目の主産地形成を進め、大規模生産と生産物の流通機構の改善を推進するものである。かかる方針から用途区分の構想に基づき推進するためには、まず圃場の整備、かんがい用排水施設の整備、農道の整備等土地基盤の整備を重点的に推進するとともに農業集落排水施設の整備を推進する。

#### (ア) 上の台地区

市街地東側の高台にある区域で、市営墓地公園に隣接しており、観光農業を主体とし、果樹園、野菜、椎茸等地域の特性に応じ複合経営を推進して、規模の拡大と生産団地の育成につとめる。そのため、かんがい排水施設を設置する等経営の合理化を図る。

#### (イ) 別所地区

市街地西側を流れる荒川左岸の段丘にある地区で、県立秩父公園の計画地に隣接しており、果樹等による観光農業と養蚕等、地域の特性に応じ複合させ、農地の集団化を進め規模拡大を図る。

#### (ウ) 黒谷地区

市街地の東北部を流れる横瀬川の右岸、荒川の右岸の地区で、国道140号及び秩父鉄道に添い、県立美の山公園の玄関口に当たるため、ぶどう、栗を主体とした観光農業と養蚕、野菜、米を複合させ、かんがい用排水施設の改良、農道整備等を実施し、生産基盤の充実を図る。

#### (エ) 大田地区

赤平川の右岸、旧大田村に属し、当市としては純農村地帯で、専業農家の比較的多い地区である。養蚕、酪農、肉豚、米、野菜等地域の特性に応じ複合させるとともに集団桑園、圃場整備、かんがい排水施設の改良等を行ない、生産基盤の充実を図る。

#### (オ) 尾田蒔地区

荒川の左岸国道299号をはさむ旧尾田蒔村の区域で、大田地区とともに純農村地帯で養蚕、酪農、野菜、米等を主体として専業農家も多く、特に養蚕については、秩父地方随一の生産量を上げている地区である。このためこれらに果樹及び椎茸等を加えた主産地として振興を図るべく、農地の効率的な集団化を進め、あわせて圃場整備、農道整備等実施して生産基盤の充実を図る。

#### (カ) 久那地区

荒川左岸の段丘に発達した地区で、養蚕、酪農、米を主体とした地区で、大規模専業農家も比較的多い。県立秩父公園の計画地区でもあり、栗、椎茸等の観光農業もあわせて樹園地の集団化をはかり、農道整備を充実して生産基盤の充実を図る。

### (旧吉田町)

#### 1 土地基盤の整備及び開発の方向

地域内には463haの農用地があり、高度利用のできる田は約24haでほとんど転作されている。荒廃地が約2haである。田の土地基盤整備については釜の上地区の14haが転換畑として整備済みであり、平成5年度に桜井・小坂下地区で11haの整備が完了した。今後田畑混在の布里地区を中心として最終的には約60haを整備したい。また、他の地区の集団化されている田は整備の促進を図る。

畑及び樹園地は全体面積で444haあるが、混在しているため土地基盤整備は進んでいな



い。今後、農道等の整備により集団化を促進し、農地の有効利用を図る。また集落排水についても未整備な箇所が多いので整備を進める。

#### ア 久長地区

県道の両側の平坦地を中心に酪農・肉牛・こんにゃく・養蚕など、地域の特性に応じた専業及び複合経営を推進し、規模拡大と生産団地の育成に努め農道の新設、改良等を推進し機械化体制を確立する。

#### イ 赤平川右岸地区

赤平川右岸流域に開ける平坦地を主として、米・養蚕・酪農を中心とした作目であるが、桜井・小坂下地区においては、ほ場整備完了後は地区営農組合による協同作業、機械化等の推進を図り、また新作目を導入して観光農業にも積極的に取り組む。

#### ウ 吉田川右岸地区

吉田川右岸流域及び赤平川左岸流域に開ける大概平坦地を中心として、酪農・肉牛・養蚕・養豚・観光ぶどう・観光いちご・しいたけ等の作目であるが、今後観光農業推進のための体制の整備、大・中型機械の導入による農業経営の合理化を図る。

#### エ 吉田川左岸地区

吉田川左岸流域に開ける大概平坦地を中心に、養蚕・酪農・しいたけ・こんにゃく・野菜等の複合経営が行われているが、今後は農地の集団化を図るとともに中型機械の導入等により、経営の合理化を図る。なお、上吉田地区はみどりの村への林道の開設、合角ダム完成に伴い観光客の流入を想定し、観光農業を取り入れた特産の里整備を推進する。石間地区、阿熊地区、太田部地区は、山間傾斜地を利用した野菜（いんげん等）・こんにゃく・山菜等の複合経営が行われているが、地形に適した新規作目の導入を図るとともに、農道及び施設の整備を図る。

#### 旧荒川村

##### 1. 土地基盤の整備及び開発の方向

地域内には2.59ha弱の農用地があり、水田はわずか9.6ha弱で山間山添の既成田と、食料難の折開田したものと、それぞれ相半ばする程度のものである

一区画はきわめて小さく4a~6a程度で、かえて段階状を成すものが多く、圃場整備等は行い難い土地条件が多い、従って農道の整備に重点を置いて地域開発を推進したい

普通畑は平坦部分が全体面積の3分の1程度で、他は南面、北面傾斜値で6、7.2程度のもが多く、山間山添の急傾斜地も8ha程度あるものと予想される。団地性も狭小であり集団率も低い。作目ごとに農地をできるだけ集団し農道の整備改良を根幹として農地の効率的な利用を推進する

#### ア 久那地区

当地区は傾斜のばげしい山谷の域、樹園地が点在している。果樹園は桑園及び茶園よりなる。

いる。今後は茶を主軸に栗栽培を目標とする。

イ 上田野地区

本地区はゆるい北面傾斜で桑園を始めこんにゃく、果樹園等の混在がはげしい為、農業生産を阻害している面が多分にある。農道の整備を進めながら、栗樹を主軸に土地の生産向上に努力する。

ウ 日野地区

上田野地区につついて、耕地面積が多い、やはり水田、桑園、果樹園の混在がはげしいため農業生産を阻害しているの、今後は作目別に団地化をはかると共に農道整備改良の必要がある。地形は北面のややゆるい傾斜地帯である。又、本地区は日野観光農園村で代表されるように観光農業が行われてきたが、更に内容の充実をはかるとともに、病虫害防除等農作業の効率の為にとくに集団化を考慮する。

エ 小野原地区

本地区は南面の傾斜地帯である。鷺の集落に於いては道路も整備されイチゴ、フラム等の観光対応作目の振興を図る為、一部林道の延長を図る。

オ 白久地区

本地区は北面の傾斜地帯が大部分を占め一部南面の傾斜地がある、こんにゃく作付が多く団地化を図りながら灌漑施設を実施し、次いでふどう、茶が伸びている為、団地化ににあわせ樹園地造成を行うこととするが、地区内は農道が未整備の為農道整備もあわせて行う。

カ 鷺川地区

本地区は南面傾斜地帯が大部分で、圃場整備、大型機械の導入が困難な地区であるが、こんにゃく栗等の振興をはたし、規模拡大団地化とあわせ農道を整備する。

## 2 土地基盤整備開発計画

(旧秩父市)

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備 考
		受益地区	受益面積		
農道整備	農道整備 L=700m W=4m	上の台 A-1	ha 5	1	土地改良事業(県費単独)
かんがい用排水路整備	排水路整備 L=80m W=2m	別所 A-2	3	2	土地改良事業(県費単独)
かんがい用排水路整備	取水口改良整備	黒谷 B-1	1.8	3	土地改良事業(県費単独)
農道整備	農道整備 L=400m W=3m	〃	8	4	土地改良事業(県費単独)
農道整備	農道整備 L=250m W=4m	〃	3	5	土地改良事業(県費単独)
区画整理	区画整理(田・畑) 5 ha	堀切・小柱 C-1	5	6	ほ場整備事業(団体営)
農道整備	農道整備 L=600m W=3m	〃	10	7	土地改良事業(県費単独)
区画整理	区画整理(田・畑) 100 ha	太田・伊古田 C-2	100	8	ほ場整備事業(県営)
農道整備	農道整備 L=2,000m W=4m	〃	40	9	土地改良事業(県費単独)
農道整備	農道整備 L=700m W=3m	〃	8	10	土地改良事業(県費単独)
農道整備	農道新設舗装 L=900m W=3m	品沢 C-3	10	11	土地改良事業(県費単独)
農道整備	農道舗装 L=900m W=3m	寺尾 D-1	8	12	土地改良事業(県費単独)
農道整備	農道整備 L=500m W=3m	〃	5	13	土地改良事業(県費単独)
農道整備	農道整備 L=600m W=3m	〃	8	14	土地改良事業(県費単独)
区画整理	区画整理(田・畑) 60 ha	蒔田・田村 D-2 -3	60	15	ほ場整備事業(県営)

農道整備	農道整備 L=300m W=3m	蒔田 D-2	5	16	土地改良事業(県費単独)
農道整備	農道整備 L=400m W=3m	久那 E-1	4	17	土地改良事業(県費単独)
農道整備	農道整備 L=500m W=3m	〃	5	18	土地改良事業(県費単独)
農道整備	農道整備 L=650m W=3m	久那 E-1	3.5	19	土地改良事業(県費単独)
集落排水処理施設	29ユニット 2894人処理	黒谷 B-1		20	農村集落排水事業(国庫事業)
集落排水処理施設	13ユニット 678人処理	堀切・小柱 C-1		21	農村集落排水事業(国庫事業)
集落排水処理施設	21ユニット 1073人処理	太田・伊古田 C-2		22	農村集落排水事業(国庫事業)
集落排水処理施設	9ユニット 435人処理	品沢 C-3		23	農村集落排水事業(国庫事業)
集落排水処理施設	36ユニット 3008人処理	寺尾 D-1		24	農村集落排水事業(国庫事業)
集落排水処理施設	22ユニット 1004人処理	蒔田 D-2		25	農村集落排水事業(国庫事業)
集落排水処理施設	8ユニット 304人処理	田村 D-3		26	農村集落排水事業(国庫事業)
集落排水処理施設	24ユニット 1176人処理	久那 E-1		27	農村集落排水事業(国庫事業)
集落排水処理施設	3ユニット 189人処理	上の台 A-1		28	農村集落排水事業(国庫事業)
集落排水処理施設	5ユニット 489人処理	別所 A-2		29	農村集落排水事業(国庫事業)

## (旧吉田)

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		受益地区	受益面積		
農道	農道整備 L=272m W=4.0m	小川戸・大波見	2.6 ha	1	
"	L=970m W=5.5m	布里田中	12	2	
"	農道舗装整備 L=144m W=4.0m	桜井・小坂下	1.2	3	
農業排水路	農業排水路 L=45m W=0.6×0.6	矢畑	1	4	
"	" L=55m W=0.6×0.6	藤六	2	5	
ほ場整備	区画整理 10ha以上	布里田中	10	6	
"	" "	兎田	16	7	
農地防災	ため池改修	桜井	11.3	8	
客土		釜の上	10	9	

## (旧荒川村)

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		受益地区	受益面積		
農道整備	3.0m L=140m 4.0m	越 上田野	1.7ha 3戸	1	農村総合 整備モデル 事業
"	3.0m L=370m 4.0m	坂口 上田野	4.3ha 11戸	2	"

農業集落道整備	3.0m	寺沢・大塚	5.3ha	3	"
	L=750m	日野	25戸		
集落防災安全施設	L=300m	(越)	1.7ha	4	"
		上田野	3戸		

### 3 森林の整備その他林業の振興との関連

(旧秩父市)

該当なし

(旧吉田町)

林道稻荷沢線の完成により、みどりの村の観光客の姥仁田地区（山逢いの里）への流入が期待されるため、野菜・果樹等観光農園体制の整備を図る。

旧荒川村

小野原地区の農道については、地域森林計画で実施する林道との関連を考慮し、効率的な整備を図る。

### 4 他事業との関連

(旧秩父市)

該当なし

(旧吉田町)

大字上吉田地区は、合角ダム周辺整備計画で実施する各種事業との関連を考慮し、効率的な整備を図る。

旧荒川村

該当なし

### 第3 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

(旧秩父市)

#### 1. 農業経営の規模拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

本地域の農業が他産業との調和ある発展をするためには、今後逐次需要の動向に応じて、農業生産の選択的拡大を図らなければならない。このような情勢に対応するため、経営の改善を強力に指導推進する必要がある。特に、経営規模の拡大及び、農地等を集団化することにより、経営を合理化し、生産性の向上により、他産業従事者との所得の均衡が期待できる農家、あるいは、これに準ずる協業経営の育成助長に努める必要がある。

このような観点から、今後移動を予想される農地等が自立経営を志向する農家等の経営規模拡大あるいは、農地集団化の方向に流動されるよう農業委員会が主となりあつせんし、農地の集団化事業、土地改良事業等経営基盤の整備に係る事業と有機的に連携させ、これを総合的計画的に実施することに努めるものとする。

(旧吉田町)

#### 1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

大字下吉田、久長、上吉田地区においては、都市近郊の立地条件を生かしたきゅうりの施設型農業が展開されるとともに、蜜植速成機械化桑園を取り入れた養蚕農家の生産性の高い土地利用型の形成がみられる。

また、釜の上地域においては、観光農業を通じてぶどう・栗・じゃがいも・とうもろこし等他品目の作付けが図られ直売されている。最近はいちごも好調であり、りんごの作付けも行われている。

これらの新しい動きを発展させて、規模の大きい生産性の高い土地利用型農業や集約型農業を確立するとともに、特産品の開発による産地の形成を推進する。

(旧荒川村)

#### 1 農業経営の規模の拡大及び、農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

日野地域においては、観光農園を通じてぶどう、イチゴ、スイートコーン、さつまいも、いんげん、りんご、とうもろこし等多品目の作付けが図られている。これらの新しい動きを発展させて、各地区の地域性に立脚した観光農業や規模の大きい生産性の高い土地利用型農業や集約型農業を確立し、地場流通の拡大や特産品の開発などを積極的に推進する。

(旧秩父市)

#### (1) 中核的農家の農業経営の目標

地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業をして選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来の農業経営の発展の目標を明らかにし効率的かつ安定的な農業経営を育成するものとする。

具体的な経営の目標は、本市及びその周辺市町村において現に成立している優良な経営の辞令を踏まえつつ農業経営の発展を目指し農業を主とする農業者が、地域における他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者1経営あたり600万円程度）、年間労働時間（主たる農業従事者1人当たり1,800時間程度）の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が本市農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

この目標達成を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標としての主要な経営類型を

示すと次のとおりである。

ア. 個別経営体

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
酪農	<p>〈基幹作目〉</p> <p>乳用牛 26 頭</p> <p>飼料作物</p> <p>イソアライグマ 5.0ha</p> <p>もろこし 2.5ha</p> <p>ソルガム 2.5ha</p> <p>〈経営規模〉</p> <p>経産牛 20 頭</p> <p>育成牛 5 頭</p> <p>飼料作付地 5 ha</p> <p>・自作地 2 ha</p> <p>・借入地 3 ha</p>	<p>〈資本装備〉</p> <p>牛舎 420 m<sup>2</sup></p> <p>自動給餌機</p> <p>トラクター</p> <p>堆肥発酵施設</p> <p>〈経営条件〉</p> <p>・酪農ヘルパーを定期的に活用</p>	<p>・青色申告の実施</p> <p>・複式簿記による経営と家計との分離</p>	<p>・休日制の導入</p> <p>・ヘルパー制度導入による労働負担の軽減</p>
養豚一貫	<p>〈基幹作目〉</p> <p>種雌豚 50 頭</p> <p>年間出荷頭数</p> <p>1500 頭</p> <p>〈経営規模〉</p> <p>種雌豚 50 頭</p> <p>肥育豚 480 頭</p>	<p>〈資本装備〉</p> <p>分娩豚舎 120 m<sup>2</sup></p> <p>肥育豚舎 350 m<sup>2</sup></p> <p>自動給餌機</p> <p>堆肥発酵施設</p> <p>〈経営条件〉</p> <p>・ハウス導入による飼養管理や経営管理の合理化</p>		<p>・休日制の導入</p> <p>・作業効率の改善による労働負担の軽減</p>
観光ぶどう 複合	<p>〈基幹作目〉</p> <p>ぶどう 23 a</p> <p>いちご 700 m<sup>2</sup></p> <p>〈経営規模〉</p> <p>ビニールハウス 900 m<sup>2</sup></p>	<p>〈資本装備〉</p> <p>ビニールハウス 900 m<sup>2</sup></p> <p>動力噴霧器</p> <p>耕耘機</p> <p>暖房機</p> <p>直売・休憩所</p> <p>〈経営条件〉</p> <p>・いちごは、観光つみとり園とする</p>		<p>・休日制の導入</p> <p>・ぶどうの一部ハウス化による収穫の長期化と労働の分散化を図る。</p>



施設いちご	<p>〈基幹作目〉</p> <p>いちご 2.000 m<sup>2</sup></p> <p>〈経営規模〉</p> <p>ビニールハウス 2.000 m<sup>2</sup></p>	<p>〈資本装備〉</p> <p>ビニールハウス 2.000 m<sup>2</sup></p> <p>動力噴霧器</p> <p>耕耘機</p> <p>暖房機</p> <p>直売・休憩所</p> <p>〈経営条件〉</p> <p>・いちごは、観光つみとり園とする</p> <p>・早期収穫と収穫期の長期化を図るため、加温促成栽培とする。</p>	<p>・休日制の導入</p> <p>・作業効率の改善による労働負担の軽減</p>
ぶどう	<p>〈基幹作目〉</p> <p>ぶどう 43 a</p> <p>〈経営規模〉</p> <p>ビニールハウス 1.800 m<sup>2</sup></p>	<p>〈資本装備〉</p> <p>ビニールハウス 1.800 m<sup>2</sup></p> <p>動力噴霧器</p> <p>耕耘機</p> <p>暖房機</p> <p>直売・休憩所</p> <p>〈経営条件〉</p> <p>・大粒種を主体として高品質化を図る。</p>	<p>・休日制の導入</p> <p>・ぶどうの一部ハウス化による収穫の長期化と労働の分散化を図る。</p>

### イ. 組織経営体

イ. 組織経営体 営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の感懐等
主穀作経営 (主たる従事者 3人)	<p>〈基幹作目〉</p> <p>米 20 ha</p> <p>麦 14 ha</p> <p>大豆 3 ha</p> <p>〈経営規模〉</p> <p>水田 20 ha</p>	<p>〈資本装備〉</p> <p>トラクター</p> <p>田植機</p> <p>コンバイン</p> <p>〈経営条件〉</p> <p>・乾燥調整出荷には、地域施設を活用する</p>	<p>・青色申告の実施</p> <p>・複式簿記による経営と家計との分離</p>	<p>・休日制の導入</p> <p>・作業効率の改善による労働負担の軽減</p>

(農業経営基盤強化促進に関する基本的構想より)

(旧吉田町)

(1) 担い手農家の農業経営の指標として、現に本町及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、本町における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

[個別経営体]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
施設きゅうり経営	<p>&lt;基幹作目&gt;</p> <p>促成きゅうり 3,000㎡</p> <p>抑制きゅうり 3,000㎡</p> <p>&lt;経営規模&gt;</p> <p>ビニールハウス(大型) 3,000㎡</p>	<p>&lt;資本設備&gt;</p> <p>大型単棟ビニールハウス3棟</p> <p>3,000㎡</p> <p>作業場 1棟 55㎡</p> <p>トラクター 20PS</p> <p>自動カーテン装置 3セット</p> <p>施肥かん水装置 3台</p> <p>炭酸ガス発生装置 3台</p> <p>温風暖房機 3台</p> <p>&lt;経営条件&gt;</p> <p>複合環境制御装置</p> <p>施肥かん水自動装置</p> <p>炭酸ガス発生装置</p>	<p>・複式簿記記帳により経営管理</p> <p>・青色申告の実施</p>	<p>・休日制の導入</p> <p>・パート活用</p>
酪農経営	<p>&lt;基幹作目&gt;</p> <p>乳用牛(ホルスタイン種)45頭</p> <p>飼料作物</p> <p>イタリアンライグラス4ha</p> <p>とうもろこし 2ha</p> <p>ソルガム 2ha</p> <p>経産牛 35頭 (育成若牛7頭、育成子牛3頭)</p> <p>飼料作付地 4ha (自作地2ha、借入地2ha)</p>	<p>&lt;資本設備&gt;</p> <p>牛舎 660㎡</p> <p>自動給餌機</p> <p>パソコン</p> <p>トラクター 20PS</p> <p>ロールベアラ</p> <p>コーンハーベスタ</p> <p>堆肥舎 162㎡</p> <p>&lt;経営条件&gt;</p> <p>・飼料作大型機械は共同利用</p> <p>・受精卵移植技術の活用</p> <p>・パソコンの活用</p> <p>・酪農ヘルパーを定期的活用</p>	<p>・複式簿記記帳の実施により経営</p> <p>営と家計の分離を図る</p> <p>・青色申告の実施</p> <p>・パソコンの利用により高度な飼養管理を行う</p>	<p>・休日制の導入</p> <p>・酪農ヘルパーを活用して飼養管理労働の軽減を図る</p>

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
切花経営	<p>&lt;基幹作物&gt;</p> <p>スカシュリ 1,000㎡</p> <p>花モモ 20a</p> <p>&lt;経営規模&gt;</p> <p>ビニールハウス 1,000㎡</p>	<p>&lt;資本設備&gt;</p> <p>ビニールハウス 1,000㎡</p> <p>トラクター 20PS</p> <p>土壌消毒機 1機</p> <p>3セット</p> <p>暖房機 1台</p> <p>選花機 1台</p> <p>保冷库 9.9㎡</p> <p>&lt;経営条件&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ハウスは複合環境制御</li> <li>・切花の周年生産</li> <li>・球根、宿根草の種苗の安定確保</li> <li>・球根、宿根草の低温処理委託</li> <li>・スカシュリは年3作</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複式簿記記載の実施により経営と家計の分離を図る</li> <li>・青色申告の実施</li> <li>・販売管理、簿記記載経営診断等にパソコンを、各種情報収集にファクシミリを活用し、経営の合理化を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・休日制の導入</li> </ul>
しいたけ経営	<p>&lt;基幹作物&gt;</p> <p>しいたけ</p> <p>1年ほだ木 3ha 18,000本</p> <p>2年ほだ木 17,000本</p> <p>3年ほだ木 15,000本</p> <p>(4年ほだ木 2,200本)</p> <p>&lt;経営規模&gt;</p> <p>権園本数 18,000本</p> <p>用役ほだ木保有本数 33,000本</p>	<p>&lt;資本設備&gt;</p> <p>フレーム2棟 300㎡</p> <p>人工ほだ場2棟 300㎡</p> <p>作業場兼倉庫1棟 100㎡</p> <p>フォークリフト等機械一式</p> <p>しいたけ乾燥機</p> <p>&lt;経営条件&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・伏せこみ場及びほ場は、フレームに近く動力運搬車の乗り入れが可能</li> <li>・しいたけの品種は、冬だし系70%、夏だし系30%を使用</li> <li>・ほだ木残存率は、2年次95%、3年次85%、4年次20%</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複式簿記記載の実施により経営と家計の分離を図る</li> <li>・青色申告の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・休日制の導入</li> <li>・雇用労働力を確保し</li> <li>・過重労働を防止する</li> </ul>

[組織経営体]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
山間観光農業 経営 (主たる従事者 4名)	<p>&lt;基幹作物目&gt;</p> <p>ぶどう 100a</p> <p>雨よけぶどう 80a</p> <p>ハウスいちご 8,000㎡</p> <p>&lt;経営規模&gt;</p> <p>畑 4ha</p>	<p>&lt;資本設備&gt;</p> <p>作業場 4棟 240㎡</p> <p>ビニールハウス 8,000㎡</p> <p>スピードスプレーヤ</p> <p>トラクター 20PS</p> <p>ファクシミリ 4台</p> <p>&lt;経営条件&gt;</p> <p>・共同直売施設(売店、休憩所) を拠点にした観光農業</p> <p>・雇用に安定的に確保</p>	<p>・経営管理や顧客管理をパソコン、ファクシミリを利用して行う</p> <p>・顧客サービスは共同直売、施設管理の中で一本化して行う</p>	<p>・休日割の導入</p> <p>・パートの雇用</p>

(旧荒川村)

1. 中核的農家の農業経営の目標

中核農業の農業類型、目標規模等を示すと次表のとおりである

	営農類型	目標規模	作目構成	戸数(経営体)	前年度実績
個人経営	酪農専業経営	30頭	乳用牛	2	
	観光農業経営	ぶどう 100a 雨よけぶどう 80a ハウスいちご 8,000㎡ 畑 4ha	ぶどう 100a 雨よけぶどう 80a ハウスいちご 8,000㎡ 畑 4ha	13	
協業経営	該当なし				

(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

(旧秩父市)

当地域の農用地は725.37haで1戸当たりの平均経営面積は0.6ヘクタールで自立経営を志向するには規模が小さすぎる。地域内農家のうち兼業農家は約90%であり、今後はこれらの農家より遊休化している農地等の流動化を地域の話し合い活動等により積極的に推進し、中核的担い手農家へ面的にまとまった形で集積をはかり、合理的利用と機械化の確立をすすめるとともに、各農家の経営規模の拡大を図っていくことが必要である。

(旧吉田町)

農地の効率的、総合的な利用を図るための流動化や裏作導入等の目標を示すと表のとおりである。

	農用地等の流動化	農作業の受委託	農作業の共同化	耕地利用率	裏作導入
現在(平成10年)	1ha	— ha	1組 29戸	50%	1ha
平成12年	4	3	2 40	70	3
平成17年	10	5	4 60	80	4

(旧荒川村)

農地の効率的、総合的な利用を図るための流動化や裏作導入等の目標を示すと表の通りである。

	農用地等の流動化	農作業の受委託	農作業の共同化	耕地利用率	裏作導入
現在(6年)	ha	ha	組 戸	%	ha
11年		0	1 13	84.8	0.3
16年		0	1 13	84.8	0.5
		0	1 13	84.8	0.7

2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

(旧秩父市)

(1) 地域農業集団の育成対策

ア. 地区農政協議会、地域農業集団代表者会議等を開催し情報の交換、検討の機会を設け、それらを通して農業生産基盤の整備、生活環境整備等の推進を図る。

イ. 農用地利用地図等を利用した話し合い活動により、兼業農家からの未利用地、不耕作地の掘り起しを推進しその有効利用を図るとともに、中核農家への集積を図る。

- (2) 農用地利用増進事業、農地保有合理化促進事業等農用地の流動化対策
  - ア. 農地流動化に対する税制上の優遇措置、委託した場合の農地法上の取り扱い、あつせん事業の内容等を広報紙あるいはチラシ等により関係者の理解を高めるとともに、農地流動化の意向調査等を実施して権利移動の円滑化を図る。
  - イ. 流動化推進員の活動、地域農業集団の話し合い活動等を通して中核的担い手農家への農地の集積、農地の集団化をはかり、中核的担い手農家の育成を図る。
- (3) 農作業の共同化、受委託の促進対策
  - 農業生産基盤整備の推進をはかり、大型機械の導入等農作業の省力化により生ずる中核農家等の余剰労働力により農作業の受委託の促進を図るとともに、農作業の共同化をはかり高年齢化していく農業労働力の増加に対応した農業経営の確立を図る。

(旧吉田町)

上記経営規模や誘導方向を実現するために、特に次の方策を積極的に推進するものとする。

(ア) 地域農業集団の育成対策

担い手農家や多数の農家の参加による地域農業集団を育成し、次のような活動を推進する。

- (1) 担い手農家と多数農家との協調連携を強め、土地や労働力等の効率的利用を図る。
- (2) 作付け地の集団化を図る。
- (3) 未利用農地や不耕作地の有効利用を図る。また、裏作の導入等を推進する。
- (4) 中核農地への農地(利用権)の集積や作業受託を推進する。

(イ) 農用地の集団化対策

農業後継者や中核農家による高能率な生産組織を育成し、次のような活動を推進する。

- (1) 機械・施設の共同利用を図る。
- (2) 作業受委託を推進する。
- (3) 耕種農家と畜産農家との連携により、野菜栽培等への堆きゅう肥の有効利用や円滑な供給等を推進する。

(ウ) 農業経営基盤強化促進事業、農地保有合理化学業、農地移動適正化あつせん事業等農用地の流動化対策

各事業の内容や手続き等が広く農家に理解されるよう努めるとともに、農地銀行活動の強化を図り、中核農家等に認定農業者への農地(利用権)の集積を図る。

- (1) 農地流動化に対する税制上の優遇措置、委託した場合の農地法上の取り扱い、あつせん事業の内容等を広報紙あるいはチラシ等により関係者の理解を高めるとともに、農地流動化の意向調査等を実施して権利移動の適正化を図る。
- (2) 流動化推進委員の活動、地域農業集団の話し合い活動等を通じて、中核農家への農地の集積、農地の集団化を推進し、中核農家の育成を図る。

(旧荒川村)

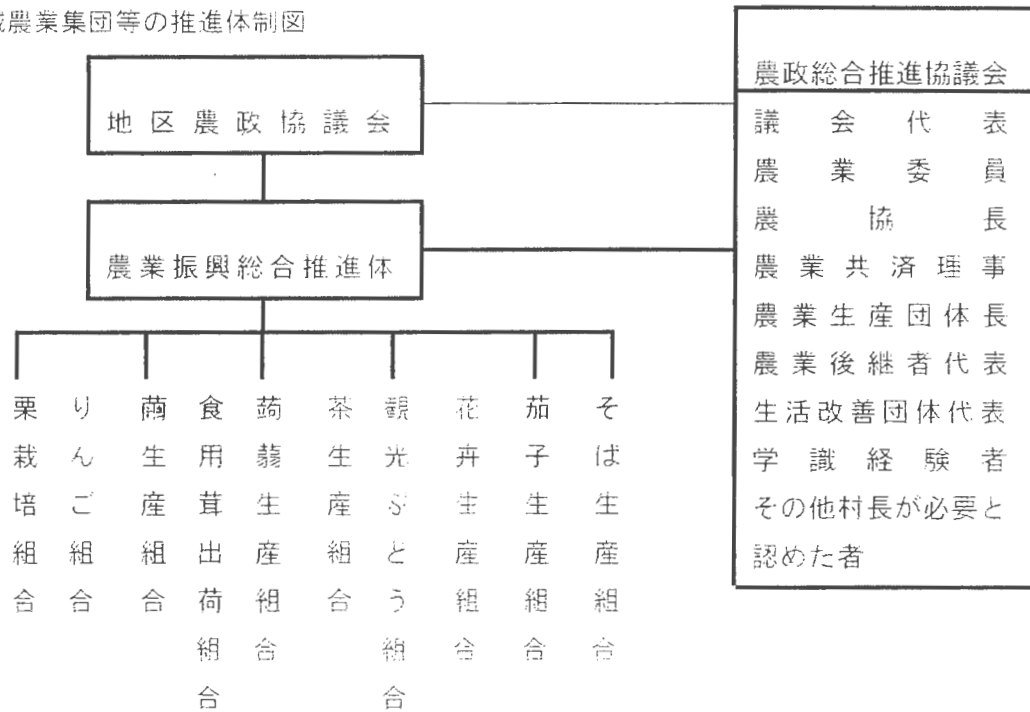
上記経営規模や誘導方向を実現するために、特に次ぎの方策を積極的に推進する

(1) 地域農業集団等の育成対策

中核農家や多数の農家の参加による地域農業集団等を育成し、次のような活動を推進する

- ア 中核農家と多数農家との協調、連帯を強め、土地や労働力等の効率的利用を図る。
- イ 作付地の集団化を図る。
- ウ 未利用地や不耕作地の有効利用を図る、また裏作の導入を推進する。
- エ 中核農家への農地〔利用権〕の集積や作業受託を推進する。

地域農業集団等の推進体制図

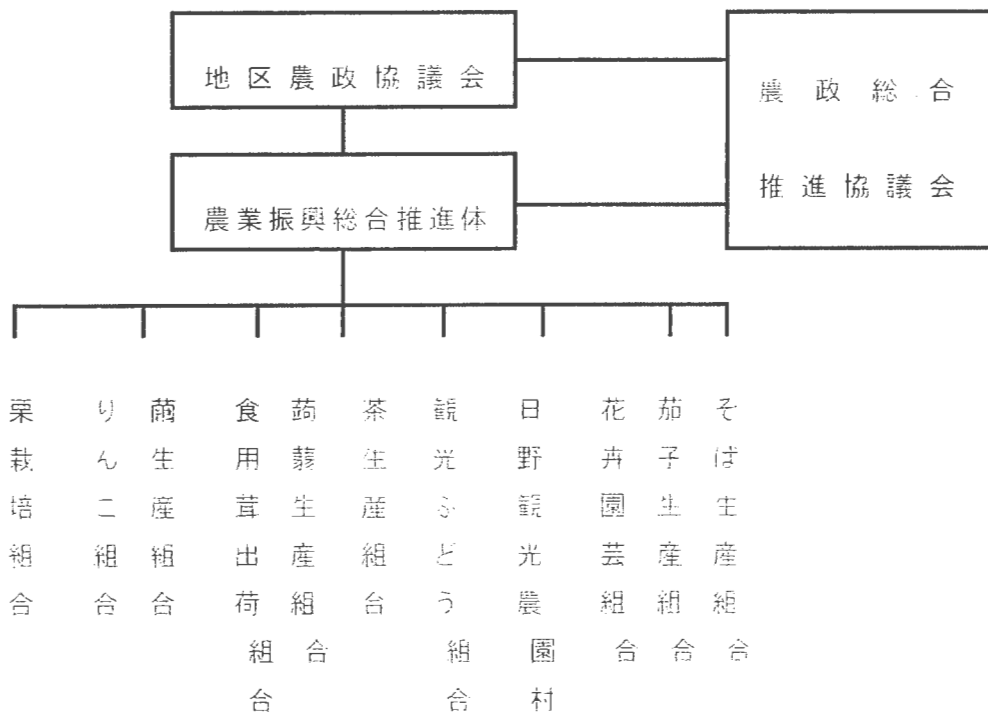


2 農業生産組織の育成対策

農業後継者や中核農家による高能率は生産組織を育成し次ぎのような活動を推進する。

- ア 機械施設の共同利用を図る。
- イ 作業受託を推進する。
- ウ 耕種農家と畜産農家との連携による野菜残さ等の有効利用や堆きゆう肥の円滑な供給等を推進する。

機械化集団の推進体制図

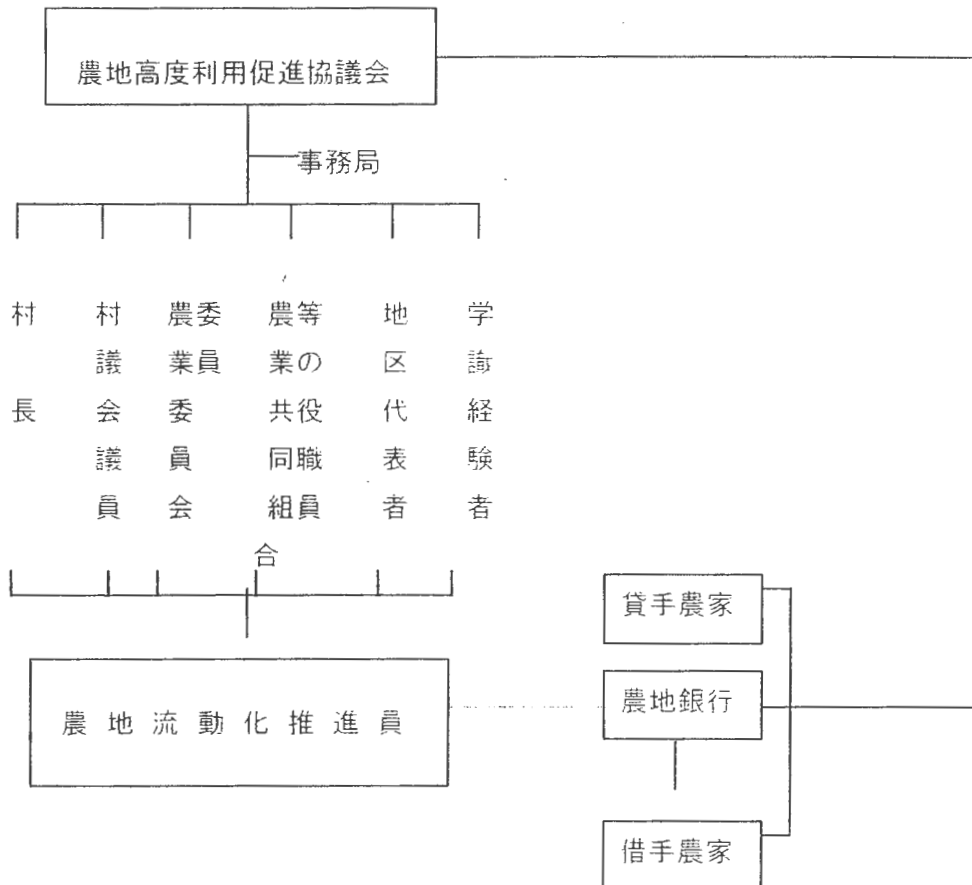




3) 農用地利用増進事業、農地保有合理化促進事業等の流動化対策

各事業の内容や手続き等が更に広く農家に理解されるよう努めるとともに、農業委員や流動化推進委員の農地銀行活動の強化を図り、地域農業集団活動等を結びつけ中核農家への農地（利用権）の集積を図る。

農地流動化の推進体制図



3 森林の整備その他林業の振興との関連

(旧秩父市)

該当なし

(旧吉田町)

大字上吉田地区においては、地域森林計画との関係に留意しつつ、傾斜地を利用した花木園の造成を行い、観光農業の育成を図る。

(旧荒川村)

小野原地区においては、森林施業計画との関連に留意しつつ緩傾斜を利用した体験農園の造園を行い樹園地の基礎強化を図る。

## 第4 農業近代化施設の整備計画

### 1 農業近代化施設の整備の方向

#### (旧秩父市)

##### 1. 農業近代化施設の整備の方向

本地域のおかれている環境条件に対応して、首都圏の安定した生鮮食料品の供給基地として確立させ、本地域の特産物と目されるこんにやく、ぶどう、くり、しいたけ、きゅうり、いちご等の先進的銘柄団地の造成をはかり、これを育成する。

こうした観点から今後の農業生産をすすめるに当たっては、需要の増大が見込まれる特用作物、果樹、野菜に重点をおき、生産の拡大を促進して、本地域農業の重要部門として確立する。また、養蚕等についても特産地形成と併せて推進する。稲作については、良質米の生産を目途に裏作も含めて生産性の高い稲作経営の育成向上を図る。なお、農業生産物の生産の増大に伴う流通、販売、加工等の施設整備についても、価格の維持確保のため、農協等を単位に積極的に推進整備する。また、このような基本方向に基づき、次に掲げる地区区域別重点作目の振興をはかり、それぞれ近代化施設も可能な限り整備する。

- (ア) こんにやく… 本地域の特産物として、古くから取り入れられた作目であり、自立経営志向農家を中心に規模拡大が図られてきたが、未だ経営耕地の分散や、規模の零細が目立っているため、今後規模の拡大を図るとともに、団地化を促進し、生産性を高めていくものとする。
- (イ) 果 樹… ぶどう、くり、かき等市場出荷を主として栽培されてきたが、近年観光農業へ移行してきたので、更に団地規模を拡大して、観光需用に応じられるよう、一部林地を開発し果樹園造成を行うとともに、施設の充実を図る。
- (ウ) 野 菜… 本地域の主要な野菜のきゅうり、いちご、なすについては、省力と安定多収を図るため、良好品質の統一、育苗施設の設置等近代化施設の完備を積極的に行い、主産地化を促進する。
- (エ) しいたけ… 本地域の重要な林産物の一つであるしいたけについては、農用地のみでなく山林も利用できるため、東京市場向生しいたけを主体とするが、観光的にもしいたけ狩り等積極的に取り組む。
- (オ) 養 蚕… 近年まで多くの農家が養蚕を経営の中に組み入れ、農業経営上大きな役割を果たして来たが、ここ数年の繭価の低迷により他作目への転換をする農家も増加している。また、旧村単位に設置されていた養蚕農協が秩父市農業協同組合に合併された。今後においては複合経営の一部門として、兼業農家の休閒桑園の借地契約等により規模の拡大を図るとともに桑園の集団化をはかり、また稚蚕飼育の共同化等により、経営の合理化を促進し養蚕経営の安定化を促進する。
- (カ) 畜 産… 畜産物の需要は年々増加し、当地域においても酪農、養豚部門において経営規模の拡大が図られ、専門企業化の方向に移行しつつある。今後畜産部門の主産地化を図るためには、畜産経営に起因する環境汚染を防止しつつ、生産技術の改善、近代化施設の充実と飼料の高騰に対処して、草地造成を更に拡大し、生産性の高い畜産経営の確立を図る。
- (キ) 米 ・ 麦… 本地域の稲作は1戸当たり最高70a程度と小規模経営で飯米自給を主として作付けされているが、当地域農家においては意識的に強い執着を持っており、他作目への転換はほとんど考えられない。麦作についても食糧の不足が予想されている現在、麦作についての考え方も変わってきており、作付けも徐々に増反の傾向にあるので、圃場整備等をして中型機械の導入を行い合理化をすすめる。
- (ク) 茶… 本地域については現在自家用茶の生産が主体となっているが、遊休化していく桑園の利活用を図ってゆく中で、散在している茶園の集団化及び摘み取り作業の機械化、2番茶の摘み取り等を推進することにより生産量の拡大を図ってゆくとともに、生葉販売農家を組織化し、茶生産体制の充実と合理化をすすめる。

#### ○ 上の台区域

野菜、果樹、しいたけ、養蚕が中心となるが、野菜についてより産地化を図るため、スプリングハウスの設置し、規模拡大を図る。

#### ○ 別所区域

養蚕を中心とした多作目による複合経営を行ってきたが、今後は観光資源に恵まれた立地を生かし、果樹、しいたけ等を振興作目として農用地の集団化及び施設の整備を図る。

- 黒谷区域  
養蚕、野菜、米が主であったが、交通、観光立地の有利性を生かし、果樹、野菜、しいたけ等を振興作目として追加し、農地の集団化、機械化体系の確立と近代化施設の整備を図る。
- 堀切・小柱区域  
養蚕、畜産、米、こんにゃくを基幹作目として農業経営を行っているが、今後においてもこれら作目を基幹とし規模拡大を図るため、圃場整備等を行い中型機械化体系の確立と近代化施設の整備を図る。
- 大田・伊古田区域  
養蚕、畜産、米、野菜、こんにゃくを基幹作目として農業経営を行っており比較的専業農家も多い。今後においてもこれら作目を基幹とし規模拡大を図るため、農用地の集団化を基本とし機械化体系の確立と施設の整備を促進する。
- 品沢区域  
山間地帯で地形複雑なため耕作面積も少なく兼業農家も比較的多いが、畜産、養蚕、こんにゃく、野菜を基幹作目とした大規模専業農家も相当ある。今後においても土地盤整備は困難であるが、養蚕、畜産、こんにゃく、しいたけ等地域に適した作目の規模拡大を図るため、省力技術の導入、施設の整備を促進する。
- 寺尾区域  
上、中寺尾地区は市街地へ至近距離にあるため、工場、住宅建設等も目立ってきているが、一般的には純農村地帯で専業農家も多い。特に養蚕については大規模専業農家が多い。今後においても養蚕、畜産及び観光ぶどう、しいたけを基幹作目として農用地の集団化、機械化体系の確立と近代化施設の整備を図る。
- 蒔田区域  
養蚕、米、こんにゃく、野菜を基幹作目とした純農村地帯であり、畜産もさかんで大規模専業農家も多い。今後においても養蚕、米、こんにゃく、野菜を基幹作目として農用地の集団化を基調とし、機械化体系の確立と近代化施設の整備を図る。
- 田村区域  
養蚕、野菜、しいたけを基幹作目とした純農村地帯で、特にハウス（きゅうり、いちご）専業農家が多い。今後においても野菜、養蚕、畜産及び観光くり、しいたけを基幹作目として、農用地の集団化を基調とし、機械体系の確立と近代化施設の整備を図る。
- 久那区域  
養蚕、しいたけ、米、畜産を基幹作目とした純農村地帯で、養蚕、しいたけの大規模専業農家が多い。今後においては、県立秩父公園及び西部観光施設の設置を予定し、観光ぶどう、くり、しいたけ及び養蚕を基幹作目として、機械化体系の確立と近代化施設の整備を図る。

(旧吉田町)

本地域農業の進行作目は下記のとおりとし、今後これらの作目の産地化を図るため生産の増大につとめ、加工等の施設整備の充実を図り、適正価格の維持のため流通販売経路を確保し、それぞれの近代化施設の整備を行う。

このような基本方針に基づいて、下記のとおり地区別重点作目の振興を図り、それぞれ近代化施設も可能な限り整備する。

地 区 別 重 点 作 目

	養蚕	肉牛	乳牛	養豚	こんにゃく	施設きゅうり	いちご	ぶどう	りんご	栗	花卉 花木	椎茸
久 長	○	◎	○		◎	◎		○				
赤平川右岸	○		○	○	○	◎	○	○	○		○	○
吉田川右岸	◎	◎	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	○		○
吉田川左岸	○		○		◎	◎					◎	○
上 吉 田	○	○	○		◎	◎	○		○	○	○	○
石 間	△				○	◎				○	△	
阿 熊	△		△		△					○	○	
太 田 部	△				○							

(注) ◎印は今後積極的に拡大する。 ○印は拡大を基調とする。 △印は合理化を促進する。

ア 養蚕

本町の養蚕は、稚蚕協同飼育所の設置と養蚕飼育の近代化の推進により、労力の節減が図られ規模拡大がみられる。その反面繭価格の低迷や高齢化による廃止に傾向にあるものの、新たに天蚕の飼育を推進することにより基幹作目として重要な位置を占めていくと思われる。このため椎茸との複合経営をも更に促進する。

イ 畜産

畜産農家にとって、牛肉等の輸入自由化の問題など厳しい状況にある。近年肉牛においては、生協との取引が開始され価格が安定しているが、他の部門については流動的な価格が予想されるので、生産管理技術の改善及び自給飼料の確保等経営の合理化が必要である。

ウ 野菜

施設きゅうりについては近年急速に伸びてきたが、なすの生産量も伸びておりきゅうりを上回るほどである。今後は後継者を育成することにより生産量の増加を図る必要がある。また、山間地の特性を活かした山菜（うど・わらび・ふき等）の栽培を推進する。この他、最近ハウスイちごも栽培され観光農業として安定しており、規模拡大を推進する。

エ 工芸作物

こんにゃくについては、価格の変動により作付面積が大幅に変わるが、町の特産品としての加工販売と併せて拡大を図る。茶についても、町の特産品として加工販売するべく、土地条件を考慮しながら拡大を図る。

オ 果樹

ぶどうは、観光ぶどう園として定着してきており、さらに優良品種を導入し囲う販売も考慮し

ながら推進する。栗については、出荷の他、観光くり園としての活動も見られ、りんごも最近少量ながら販売されるようになり、今後ぶどう・いちごとともに観光農業を支える品目として、生産技術の向上を図る。

#### カ 花卉・花木

切花・枝物とも生産出荷はされているが、規模が零細なため市場価格が低く生産意欲が低下してきている。そこで栽培技術及び促進技術の向上を図り有利な販売ができるよう努める。

##### (1) 久長地区

平坦な農耕地帯であるため酪農・肉牛の単作及び養蚕・椎茸・水稻などを取り入れた複合経営を推進する。

##### (2) 赤平川右岸地区

こんにやく・施設きゅうりのほか新作目の導入をすすめ、養蚕・椎茸・水稻などを取り入れた複合経営を推進する。

##### (3) 吉田川右岸地区

酪農・肉牛・こんにやく・ぶどう・施設きゅうり・りんごの単作及び養蚕・椎茸・水稻・いちごなどを取り入れた複合経営を推進する。

##### (4) 吉田川左岸地区

酪農・こんにやくの単作及び養蚕・椎茸・施設きゅうり・なす・水稻などを取り入れた複合経営を推進する。

##### (5) 上吉田地区

酪農の単作及び養蚕・椎茸・施設きゅうり・なす・こんにやく・花卉花木・栗・ゆずなどを取り入れた複合経営を推進する。

##### (6) 石間地区

山間地のため椎茸・施設きゅうり・山菜などを取り入れた複合経営を推進する。

##### (7) 阿熊地区

山間地のため椎茸・こんにやく・山菜・花卉花木・ゆずなどを取り入れた複合経営を推進する。

##### (8) 太田部地区

山間地のため椎茸・こんにやく・野菜などを取り入れた複合経営を推進する。

#### (旧荒川村)

##### 1 農業近代化施設の整備の方向

本地区の立地条件に最も適したと考えられる基幹作目として決定した、下記の作目 について今後産地等を図る為に生産の増大にともなう流通販売、加工施設の整備充実をはかる為近代化施設の整備を行う。

## ア ま ち

養蚕は以前のような向上は見られず、減少していくことが予想される。今後の養蚕の向上は難かしいと思われる。

### 1 久那地区

主として茶、栗の生産がこの地域に即し先進地であり、今後は作付けの集団化を推進し生産性の向上を期し近代施設の整備を図る。

### 2 上田野地区

まゆ、しいたけについて積極的に拡大を図り、施設園芸、花卉、茶、栗等についても拡大を基調とする。

今後は、そばの高能率営農集団の育成に努力すると共に、農産物処理加工施設と直売所や農村広場施設を整備し体験農業の方向付けを図る。しいたけ栽培施設等の整備も促進する。

### 3 日野地区

茶、しいたけ、ぶどう、いちご、スイートコーン、さつまいも、施設野菜等観光農業対応の作目を図るため、給水施設、ハウス施設、共同防除機等の整備を促進する。そば、リンゴ、栗、プラムの生産を向上させる。

### 4 小野原地区

茶、しいたけ、を基幹として産地化をはかり、合わせてそばの振興を図る。

特に鷲巣地区は、いちご、プラム、施設野菜等立地条件を生かした観光農業対応作物の振興を図る。

### 5 白久地区

こもにやく、茶、栗、そばを主軸とした経営規模の拡大を図り、ハウス施設、給水施設の整備を促進する。

### 6 鷲川地区

こもにやく、茶、そばを主軸として、経営規模拡大を図るため近代化施設の整備を促進する。

## イ 野 菜

近年施設野菜（きゅうり、なす）が増加してきている。従来秩父地方は養蚕が盛んで野菜は農家の自給程度の作付けしかなく転送物が多かったが、近年における秩父地域の消費者は大幅に増加し、特に秩父市という大消費地に隣接した本町の野菜は、将来有望視されるようになってきた。又、山間傾斜地を利用した、うど、たら芽、わらび、ふきなどの山菜栽培も盛んになっており、地域の旅館、民宿等と契約栽培する農家などもみられる。今後は栽培管理技術の向上を収益性の高い作付け選定を促進し複合経営として確立を図るため、観光直売施設の整備を行う。

## ウ 工芸作物

こもにやくについては連作障害等により栽培意欲が減退しているが、病害防除、新品種導入

等に対する助成を強め、更に新しい加工技術等を開拓した生産の増加及び 販路の拡大を図る。

茶については、近年大幅に作付面積が増加し品種も従来のものから優良品種も従来のものから優良品種への改植が促進されている。近代的な加工工場等を整備し「秩父茶」としての銘柄の確立を図り観光直売を主として販路の拡大を促進する。

### エ 果 樹

ぶどうは特に商品性の高い品種を基本に、優良品種系統の導入を促進し、土壌改良、栽培技術の向上を図る。又省エネルギー対策に配慮したハウス施設、共同防除機械等の導入による適切な作型構成などにより生産の安定と、労働の軽減を図り、集約型栽培を推進する。

栗については、山間傾斜地等を利用した栽培が行われているが、毎年作付面積が増えている。栽培技術を確認し良質な品種の導入により、市場の評価をたかめ生産性の向上に努めるための共同選果機の導入を図る。

地区別重点作目

地区名 \ 作目	蕎麦	こ ね っ ぐ	茶	栗	梅 草	ぶ だ う	い ら ば り	し ゃ じ	さ に 実 い と	地 産 心 野 栗	花 卉	フ ラ ム	と う ろ こ し	さ は な
久 那			○	○										◎
上 田 野			○	○	◎					◎	○			◎
日 野			○	○	○	◎	◎	◎	○			○	◎	◎
小 野 原			○		○		○		○			○		◎
白 久		◎	○	○										◎
贅 川		◎	○											◎

◎印は今後積極的に拡大する。

○印は拡大を基調とする。

## 2 農業近代化施設整備計画

(旧秩父市)

施設の種別	位置及び規模	受益の範囲			利用組織	対団 番号	備 考
		受益地区	受益面積	受益戸数			
スプリンクラー	大字大宮 20セット	上の台	戸	ha			
ビニールハウス	大字大宮 2ヶ所 600㎡	A-1	15	5	上の台営農集団を設立して運営	1	
糞尿処理施設	大字大宮 1ヶ所 150㎡		5	0.1	上の台営農集団を設立して運営	2	
牡蚕ハウス	大字大宮 1ヶ所 150㎡		2		上の台畜産営農集団を設立して運営	3	
牡蚕ハウス	大字別所 5ヶ所 500㎡	別所	5		別所養蚕営農集団を設立して運営	4	
椎茸ハウス	大字別所 2ヶ所 200㎡	A-2	4	2.5	別所椎茸営農集団を設立して運営	5	
牡蚕ハウス	大字堀切・小柱 5ヶ所 800㎡	堀切・ 小柱	20	7	堀切・小柱養蚕営農集団を設立して運営	6	
キュウリハウス	大字堀切・小柱 2ヶ所 1,000㎡	C-1	5	0.1	堀切・小柱野菜営農集団を設立して運営	7	
糞尿処理施設	大字堀切・小柱 5ヶ所 750㎡		5		堀切・小柱畜産営農集団を設立して運営	8	
乾燥施設(水稲)	大字小柱 1ヶ所		7.2	13.5	共同利用組合を設立して運営	9	
トラクター(30PS～ 40PS)	大字小柱 1台		7.2	13.5	共同利用組合を設立して運営	10	
コンバイン	大字小柱 1台		7.2	13.5	共同利用組合を設立して運営	11	
カーベツトダスター	大字小柱 1台		7.2	13.5	共同利用組合を設立して運営	12	
乗用田植機	大字小柱 1台		7.2	13.5	共同利用組合を設立して運営	13	
育苗施設(水稲)	大字小柱 1ヶ所		7.2	13.5	共同利用組合を設立して運営	14	
牡蚕ハウス	大字太田・伊古田 10ヶ所 1,500㎡	太田・ 伊古田	30	15	太田・伊古田養蚕営農集 団を設立して運営	15	
キュウリハウス	大字太田・伊古田 3ヶ所 1,000㎡	C-2	5	0.1	太田・伊古田野菜営農集 団を設立して運営	16	
防除機	大字太田・伊古田 動噴 2台		10	3	太田・伊古田野菜営農集 団を設立して運営	17	
椎茸ハウス	大字品沢 3ヶ所 330㎡	品沢 C-3	5		品沢椎茸営農集団を設立 して運営	18	
トラクター	大田地区 1台	堀切・小柱	50	30	大田養蚕営農集団を設立して運営	19	
土壌消毒機	大田地区 2台	太田・伊古	20	6	太田に於て営農集団を設立して運営	20	
こんにやく種子貯蔵庫	大田地区 1ヶ所 150㎡	田・品沢	20	6	大田に於て営農集団を設立して運営	21	
		-1					
		C-2					
		-3					



仕蚕ハウス	大字寺尾 3ヶ所 600 m <sup>2</sup>	寺 尾	1 5	10	寺尾養蚕営農集団を設立して運営	2 2
キュウリハウス	大字寺尾 2ヶ所 500 m <sup>2</sup>	D-1	5	0.1	寺尾野菜営農集団を設立して運営	2 3
椎茸ハウス	大字寺尾 1ヶ所		5		寺尾椎茸営農集団を設立して運営	2 4
スピードスプレイヤー	大字寺尾 1台		1 0	5	寺尾果樹営農集団を設立して運営	2 5
仕蚕ハウス	大字蒔田 5ヶ所 1 000 m <sup>2</sup>	蒔 田	2 5	15	蒔田養蚕営農集団を設立して運営	2 6
イチゴハウス	大字蒔田 1ヶ所 300 m <sup>2</sup>	D-2	3		蒔田イチゴ営農集団を設立して運営	2 7
キュウリハウス	大字蒔田 3ヶ所 600 m <sup>2</sup>		5		蒔田キュウリ営農集団を設立して運営	2 8
糞尿処理施設	大字蒔田 2ヶ所		5		蒔田畜産営農集団を設立して運営	2 9
コンバイン	大字蒔田 1台		5	1.5	共同利用組合を設立して運営	3 0
トラクター	大字蒔田 1台		5	1.5	共同利用組合を設立して運営	3 1
仕蚕ハウス	大字田村 3ヶ所 600 m <sup>2</sup>	田 村	1 5	10	田村養蚕営農集団を設立して運営	3 2
イチゴハウス	大字田村 3ヶ所 900 m <sup>2</sup>		5	3	田村イチゴ営農集団を設立して運営	3 3
キュウリハウス	大字田村 2ヶ所 500 m <sup>2</sup>	D-3	5		田村キュウリ営農集団を設立して運営	3 4
糞尿処理施設	大字田村 2ヶ所		5		田村畜産営農集団を設立して運営	3 5
飼養管理舎	大字田村 1棟 50 m <sup>2</sup>		3		田村畜産営農集団を設立して運営	3 6
椎茸ハウス	大字田村 3ヶ所 300 m <sup>2</sup>		5		田村椎茸営農集団を設立して運営	3 7
農産物直売所兼休憩所	大字田村 1ヶ所		5		共同利用組合を設立して運営	3 8
トラクター (30PS~40PS)	尾田蒔地区 1台	寺尾・蒔田	5 0	30	尾田蒔養蚕営農集団を設立して運営	3 9
バックホー	尾田蒔地区 1台	田村 - 1 D-2 - 3	1 5	8	尾田蒔養蚕営農集団を設立して運営	4 0
配蚕車	大字久那 1台	久 那	9 5	40	久那養蚕営農集団を設立して運営	4 1
動力噴霧機	大字久那 1台		9 5	40	久那養蚕営農集団を設立して運営	4 2
自動給桑施設	大字久那 1台	E-1	9 5	40	久那養蚕営農集団を設立して運営	4 3
仕蚕ハウス	大字久那 20ヶ所 1 200 m <sup>2</sup>		5 0	30	久那養蚕営農集団を設立して運営	4 4
椎茸ハウス	大字久那 5ヶ所 500 m <sup>2</sup>		5		久那椎茸営農集団を設立して運営	4 5
柚子貯蔵庫	大字久那 1ヶ所		2 3	5	共同利用組合を設立して運営	4 6

(旧吉田町)

施設の種類	位置及び規模	受益の範囲			利用組織	対図番号	備考
		受益地区	受益面積	受益戸数			
養蚕野菜複合 複合共用ハウス 共用施設 揚水灌水設備	大字下吉田字井上 3棟 " 1式	井上・D-1	5.1ha	3戸	共同利用組合	1	
牛 舎	大字下吉田字新志 1棟	新志・A-1	1	1	農家	2	
いちごハウス暖房装置	大字下吉田字釜の上 1棟	上の柴・C-1	1	1	農家	3	
農産物販売施設	" 1棟	上の柴・C-1	2	1	農家	4	

(旧荒川村)

施設の種類	位置及び規模考	受益地区	受益面積	受益戸数	利用組織	対図番号	備考
そば打ち体験施設	上田野(荒川農協)	荒	川	全	域	1	
"	刈取機			"			
"	乾燥施設			"			
"	選別機			"			
"	貯蔵施設			"			
"	刈取機運搬用トラック			"			
"	トラクター			"			

### 3 森林の整備その他林業との関連

(旧秩父市) 該当なし

(旧吉田町)

上吉田地区に林業用苗木の育苗施設を整備し、苗木の安定供給を図る。

(旧荒川村)

上田野地区においては、樹皮及びほだ木廃木を原料とするパーク肥料供給体制の整備を図る。

## 第5 農業従事者の安定的な就業の促進計画

### 1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

(旧秩父市)

当市における兼業農家の就業形態は、下表にも見られるとおり大半が地場産業であるセメント、精密機器関係への恒常的勤務などの安定的兼業である。しかし、若年層を中心に人口の流出や、日雇等の不安定な就業形態も一部に見られることから観光農業の推進や、特産品の開発と、その加工品等による就業機会の確保を重点に推進するものとする。

区 分	Ⅱ	従業地								
		市町村内			市町村外			合 計		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計
恒常的勤務	業	13	1	14	2	0	2	15	1	16
	建設業	130	14	144	17	1	18	147	15	162
	製造業	253	184	437	85	30	115	338	214	552
	卸売小売業	154	113	267	45	29	74	199	142	341
	金融・保険業	15	11	26	2	3	5	17	14	31
	不動産業	3	2	5	1	0	1	4	2	6
	運輸・通信業	74	8	82	17	3	20	91	11	102
	電気・ガス・水道業	10	1	11	1	0	1	11	1	12
	サービス業	115	97	212	23	22	45	138	119	257
	公 務	39	8	47	3	1	4	42	9	51
計		806	439	1245	196	89	285	1002	528	1530
自営業	建設業	20	8	28	-	-	-	20	8	28
	製造業	38	16	54	-	-	-	38	16	54
	卸売小売業	76	33	109	-	-	-	76	33	109
	運輸・通信業	8	4	12	-	-	-	8	4	12
	電気・ガス・水道業	11	4	15	-	-	-	11	4	15
	サービス業	17	7	24	-	-	-	17	7	24
計		170	72	242	-	-	-	170	72	242
出稼ぎ	建設業	-	-	-	6	-	6	6	-	6
	製造業	-	-	-	1	-	1	1	-	1
	サービス業	-	-	-	-	3	3	-	3	3
計		-	-	-	7	3	10	7	3	10

日 雇 時 雇	業	19	-	19	6	-	6	25	-	25
	建設業	87	6	93	32	1	33	119	7	126
	製造業	45	52	97	3	-	3	48	52	100
	卸売小売業	5	18	23	-	-	-	5	18	23
	不動産業	-	1	1	-	-	-	-	1	1
	運輸・通信業	8	1	9	1	-	1	9	1	10
	電気・ガス・水道業	15	-	15	4	-	4	19	-	19
	サービス業	4	2	6	-	1	1	4	3	7
	公務	-	4	4	-	-	-	-	4	4
計		183	84	267	46	2	48	229	86	315
合計		1159	595	1754	249	94	343	1408	689	2097

(旧吉田町)

本町は東京から80km圏内で、秩父鉄道の皆野駅から10kmをバスで乗り継ぐ。道路は国道140号線から主要地方道皆野・吉田・両神線と通って荒川村まで通じている。以前より改良等は進んでいるが、まだ十分とはいえない。就業の機会としては、マイカーにより近隣市町村への通勤は容易である。上吉田地区にある高齢者生産活動センターは、特産農作物を加工し付加価値を高める施設であり、これを活用することにより高齢者や女性の就業の機会が増加するよう推進する。

単位 人

I	II	従 業 地								
		市 町 村 内			市 町 村 外			合 計		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計
恒常的勤務	運輸通信業									
	製造業	250	138	388	138	78	216	388	216	604
計										
自営兼業	小売業									
	製造業	39	20	59	23	10	33	62	30	92
計										
出稼ぎ		0	0	0	0	0	0	0	0	0
計										
日雇・臨時雇	サービス業									
	建設業	21	8	29	16	9	25	37	17	54
計										
総計		310	166	476	177	97	274	487	263	750

資料：農林業センサス、農家意向調査による

(旧荒川村)

本村は東京から80km圏内で、秩父鉄道終着駅三峯口を含め5カ所の駅があり、国道140号が東西に走っており、交通体系が発達した条例であるため就業機会には恵まれている。日野地区の観光農業については、特産物に付加価値を高め高齢者や婦人等参加できる、地場産業活用用について検討する。

区 分	男	女	計	割 合
恒常的勤務	— 人	— 人	263 人	— %
自営兼業	—	—	33	—
主に出稼ぎ	—	—	4	—
日やとい	—	—	8	—
計	—	—	308	—

2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

(旧秩父市)

- (1) 地場産業への就業機会の確保を図るとともに、順次就業相談活動へも取り組んでゆく。
- (2) 秩父の美しい自然や風土、豊富な観光資源を背景に観光農業の振興を図るとともに、特産品の開発等による就業機会の確保を図ってゆく。

(旧吉田町)

秩父リゾート計画をふまえ、観光農業の振興を推進するとともに、特産品の開発を進めるなかで、付加価値を高めるための加工施設を整備し就業機会の確保を図る。

(旧荒川村)

該当なし

3 森林の整備その他林業の振興との関連

(旧秩父市) 該当なし

(旧吉田町)

椎茸等の特産林産物を今後も振興し、農林業の就業の機会の確保と地域資源の有効利用を図る。

(旧荒川村)

本村の得用林産である椎茸、しめじ、わさび、うどなどの山菜栽培等を生産普及拡大しこれらを原料とする加工施設を設置し、農林家の就業機会の確保と地域資源の有効利用を図る。

## 第6 生活環境施設の整備計画

### 1 生活環境施設の整備の目標

(旧秩父市)

農村地域における混住化、兼業化等の急速な進展にともない、無秩序な開発、粗放的な農地利用等の進行が見られている。このような状況のなかで、地域農業の振興、農業構造の改善と活力ある美しい住み良い農村作りを同時に実現して行くため、農用地利用計画との整合を図るとともに、地域の実情に合せた集会施設、農村広場等の整備を進めて行くものとする。

(旧吉田町)

農村の構成員の多様化、事業化等の急速な進展に伴い、無秩序な開発、粗放的な農地利用、農業用排水路や河川の汚濁の進行がみられる。また、農地の流動化や作業受託を円滑に推進するための前提となる、地域の合意形成や協力行動などが促進される条件を整えることが一層重要となっている。これらのことを考えると、地域農業の振興、農業構造の改善は、活力ある美しく住みよい農村づくりとを同時に実現していく必要がある。さらに、集会施設、農村公園、農村広場等の整備にあたっては、農用地利用計画との整合を図るとともに地域の個性を生かし、利便性のみならず快適性、景観等にも充分配慮するものとする。また、地域住民の合意により、地域施設のほか土地、水の合理的かつ計画的な利用と管理を図るものとする。

(旧荒川村)

農村の構成員の多様化兼業化等の急速な進展に伴い、無秩序な開発、粗放的な農地利用、農業用排水路や河川の汚染の進行が見られる

また、農地の流動化や作業受委託を円滑に推進するために、前提となる地域の合意形成や共同行動などが促進される条件を整えることが一層重要になっている。

地域農業の振興、農業構造改善と活力ある美しく住みよい農村づくりを同時に実現していく必要がある。農村広場、集会施設、農村公園等の整備にあたっては農用地利用計画との整合を図るとともに、地域の個性を生かし利便性のみならず、快適性、景観等にも充分配慮するものとする。また地域住民の合意による、協定等により、地域施設のほか土地、水の合理的な利用の計画と適正な管理を図るものとする。

### 2 生活環境施設の整備計画

(旧秩父市)

施設の種類	位置及び規模	対図番号	備考
集会施設	大字寺尾永田地区 1棟 200m <sup>2</sup>	1	
集会施設	大字小柱地区内 1棟 219m <sup>2</sup>	2	

(旧吉田町)

地域の要望に応じて逐次計画、実施する。

(旧荒川村)

施設の種類	位置及び規模	対図番号	備考
小野原区農村センター	木造平屋 1棟 150㎡	1	
下郷区 "	" 200㎡	2	

### 3 森林の整備その他林業の振興とその関連

(旧秩父市) 該当なし

(旧吉田町)

間伐材等を大いに利用して生活環境施設等の整備を図る。

(旧荒川村)

地域の共同利用施設の建設に当たっては、間伐材等の利用について検討を行い、建築コストの低減と手作りによる共同作業を通じた運搬感の醸成を図る。

### 4 その他の施設の整備に係る事業との関連

(旧秩父市) 該当なし

(旧吉田町) 該当なし

(旧荒川村) 該当なし

## 第7 附図

(旧秩父市)

別添

1. 土地利用計画図 (附図1号)
2. 土地基盤整備開発計画図 (附図2号)
3. 農業近代化施設整備計画図 (附図3号)
4. 生活環境施設整備計画図 (附図4号)

(旧吉田町)

別添

- 1 土地利用計画図 (附図1号)
- 2 土地基盤整備開発計画図 (附図2号)
- 3 農業近代化施設 (附図3号)
- 4 農村生活環境施設整備計画図 (附図4号) 該当なし

旧荒川村

別添

- 1 土地利用計画図 附図1号
- 2 土地基盤整備開発計画図 (附図2号)
- 3 農業近代化施設 附図3号
- 4 農村生活環境施設整備計画図 附図4号

**別記 農用地利用計画**

**(1) 農用地区域**

- ア 現況農用地等にかかる農用地区域
- イ 現況森林、原野等にかかる農用地区域

**(2) 用途区分**



## 農用地利用計画

## (1)農用地区域

ア. 現行農用地等に係る農用地区域

農用地区域は次の表の区域の範囲の欄に掲げる土地(地番)である。

地区区域番号	区域の範囲				備考
	大字	小字	本番	枝番 区分	
旧秩父市 A-1	下宮地町		5348	3	
旧秩父市 A-1	大宮	下宮地	5359	10	
旧秩父市 A-1	大宮	下宮地	5359	12	
旧秩父市 A-1	大宮	下宮地	5359	22	
旧秩父市 A-1	大宮	下宮地	5359	24	
旧秩父市 A-1	大宮	下宮地	5359	29	
旧秩父市 A-1	大宮	下宮地	5359	51	
旧秩父市 A-1	大宮	下宮地	5359	52	
旧秩父市 A-1	大宮	下宮地	5359	53	
旧秩父市 A-1	大宮	下宮地	5359	54	
旧秩父市 A-1	大宮	下宮地	5359	55	
旧秩父市 A-1	大宮	峰沢	5405		
旧秩父市 A-1	大宮	峰沢	5424		
旧秩父市 A-1	大宮	峰沢	5445		
旧秩父市 A-1	大宮	峰沢	5477		
旧秩父市 A-1	大宮	峰沢	5479	1	
旧秩父市 A-1	大宮	峰沢	5486		
旧秩父市 A-1	大宮	峰沢	5487	1	
旧秩父市 A-1	大宮	峰沢	5487	5	
旧秩父市 A-1	大宮	峰沢	5500	1	
旧秩父市 A-1	大宮	峰沢	5504		
旧秩父市 A-1	大宮	峰沢	5509	1	
旧秩父市 A-1	大宮	峰沢	5509	2	
旧秩父市 A-1	大宮	峰沢	5509	4	
旧秩父市 A-1	大宮	峰沢	5513	1	
旧秩父市 A-1	大宮	峰沢	5527	1	
旧秩父市 A-1	大宮	峰沢	5527	2	
旧秩父市 A-1	大宮	峰沢	5530	1	
旧秩父市 A-1	大宮	峰沢	5531		
旧秩父市 A-1	大宮	東平	5709		
旧秩父市 A-1	大宮	東平	5717	1	
旧秩父市 A-1	大宮	東平	5744	1	
旧秩父市 A-1	大宮	東平	5745		
旧秩父市 A-1	大宮	東平	5746	1	
旧秩父市 A-1	大宮	東平	5746	3	
旧秩父市 A-1	大宮	東平	5746	4	
旧秩父市 A-1	大宮	東平	5749		
旧秩父市 A-1	大宮	東平	5750	1	
旧秩父市 A-1	大宮	東平	5757	2	
旧秩父市 A-1	大宮	上ノ台	5760	1	
旧秩父市 A-1	大宮	上ノ台	5760	1	
旧秩父市 A-1	大宮	上ノ台	5761	3	
旧秩父市 A-1	大宮	上ノ台	5762	1	
旧秩父市 A-1	大宮	上ノ台	5763	1 a	
旧秩父市 A-1	大宮	上ノ台	5763	1 b	
旧秩父市 A-1	大宮	上ノ台	5764	1	
旧秩父市 A-1	大宮	上ノ台	5765	1	
旧秩父市 A-1	大宮	上ノ台	5772	1	
旧秩父市 A-1	大宮	上ノ台	5773	2	
旧秩父市 A-1	大宮	上ノ台	5773	3	



地区区域番号	区域の範囲					備考
	大字	小字	本番	枝番	区分	
旧吉田町	下吉田	福田	3	2		
旧吉田町	下吉田	福田	4	1		
旧吉田町	下吉田	福田	4	2		
旧吉田町	下吉田	福田	5			
旧吉田町	下吉田	福田	14			
旧吉田町	下吉田	福田	16			
旧吉田町	下吉田	福田	17			
旧吉田町	下吉田	福田	18			
旧吉田町	下吉田	福田	20	1		
旧吉田町	下吉田	福田	22	1		
旧吉田町	下吉田	福田	23			
旧吉田町	下吉田	福田	24			
旧吉田町	下吉田	福田	25			
旧吉田町	下吉田	福田	26	1		
旧吉田町	下吉田	福田	26	2		
旧吉田町	下吉田	福田	27	1		
旧吉田町	下吉田	福田	27	2		
旧吉田町	下吉田	福田	28	1		
旧吉田町	下吉田	福田	28	2		
旧吉田町	下吉田	福田	28	3		
旧吉田町	下吉田	福田	29	1		
旧吉田町	下吉田	福田	29	2		
旧吉田町	下吉田	福田	29	3		
旧吉田町	下吉田	福田	30			
旧吉田町	下吉田	福田	31			
旧吉田町	下吉田	福田	32			
旧吉田町	下吉田	福田	33			
旧吉田町	下吉田	福田	34	1		
旧吉田町	下吉田	福田	35			
旧吉田町	下吉田	福田	36	1		
旧吉田町	下吉田	福田	37	1		
旧吉田町	下吉田	福田	38	1		
旧吉田町	下吉田	福田	38	2		
旧吉田町	下吉田	福田	39			
旧吉田町	下吉田	福田	40			
旧吉田町	下吉田	福田	41	1		
旧吉田町	下吉田	福田	41	2		
旧吉田町	下吉田	福田	43			
旧吉田町	下吉田	福田	44			
旧吉田町	下吉田	福田	45			
旧吉田町	下吉田	福田	48			
旧吉田町	下吉田	福田	49			
旧吉田町	下吉田	福田	50	1		
旧吉田町	下吉田	福田	51	1		
旧吉田町	下吉田	福田	51	2		
旧吉田町	下吉田	福田	53	1		
旧吉田町	下吉田	福田	54			
旧吉田町	下吉田	福田	55			
旧吉田町	下吉田	福田	56	1		
旧吉田町	下吉田	福田	56	2		
旧吉田町	下吉田	福田	57			
旧吉田町	下吉田	福田	58			
旧吉田町	下吉田	福田	59			
旧吉田町	下吉田	福田	60			
旧吉田町	下吉田	福田	61			



地区区域番号	区域の範囲					備考
	大字	小字	本番	枝番	区分	
旧吉田町		太田部	ナラヲ	2115	7	
旧吉田町		太田部	ナラヲ	2116	1	
旧吉田町		太田部	ナラヲ	2116	2	
旧吉田町		太田部	ナラヲ	2117		
旧吉田町		太田部	ナラヲ	2119	1 A	
旧吉田町		太田部	ナラヲ	2119	1 B	
旧吉田町		太田部	ナラヲ	2119	2	
旧吉田町		太田部	ナラヲ	2120	1	
旧吉田町		太田部	ナラヲ	2120	2	
旧吉田町		太田部	ナラヲ	2121	1	
旧吉田町		太田部	ナラヲ	2121	2	
旧吉田町		太田部	ナラヲ	2122	1	
旧吉田町		太田部	ナラヲ	2122	2	
旧吉田町		太田部	ナラヲ	2123	1	
旧吉田町		太田部	ナラヲ	2123	2 A	
旧吉田町		太田部	ナラヲ	2123	2 B	
旧吉田町		太田部	ナラヲ	2123	3	
旧吉田町		太田部	ナラヲ	2123	4	
旧吉田町		太田部	ナラヲ	2123	5	
旧吉田町		太田部	ナラヲ	2124	1	
旧吉田町		太田部	ナラヲ	2124	3	
旧吉田町		太田部	ナラヲ	2127		
旧吉田町		太田部	ナラヲ	2128		
旧吉田町		太田部	ナラヲ	2129		
旧吉田町		太田部	ナラヲ	2131	2	
旧荒川村	A-1	久那	諸	3930-1		
旧荒川村	A-1	久那	諸	3930-2		
旧荒川村	A-1	久那	諸	3931-1		
旧荒川村	A-1	久那	諸	3931-2		
旧荒川村	A-1	久那	諸	3931-3		
旧荒川村	A-1	久那	諸	3931-4		
旧荒川村	A-1	久那	諸	3931-5		
旧荒川村	A-1	久那	諸	3933-2		
旧荒川村	A-1	久那	諸	3934-1		
旧荒川村	A-1	久那	諸	3934-2		
旧荒川村	A-1	久那	諸	3934-3		
旧荒川村	A-1	久那	諸	3934-4		
旧荒川村	A-1	久那	諸	3934-5		
旧荒川村	A-1	久那	諸	3934-6		
旧荒川村	A-1	久那	諸	3934-7		
旧荒川村	A-1	久那	諸	3934-8		
旧荒川村	A-1	久那	諸	3935		
旧荒川村	A-1	久那	諸	3938		
旧荒川村	A-1	久那	諸	3939		
旧荒川村	A-1	久那	諸	3943		
旧荒川村	A-1	久那	諸	3945-1		
旧荒川村	A-1	久那	諸	3945-2		
旧荒川村	A-1	久那	諸	3945-3		
旧荒川村	A-1	久那	諸	3946		
旧荒川村	A-1	久那	諸	3947		
旧荒川村	A-1	久那	諸	3950-2		
旧荒川村	A-1	久那	諸	3950-3		
旧荒川村	A-1	久那	諸	3950-4		
旧荒川村	A-1	久那	諸口	3983		
旧荒川村	A-1	久那	諸口	3988		

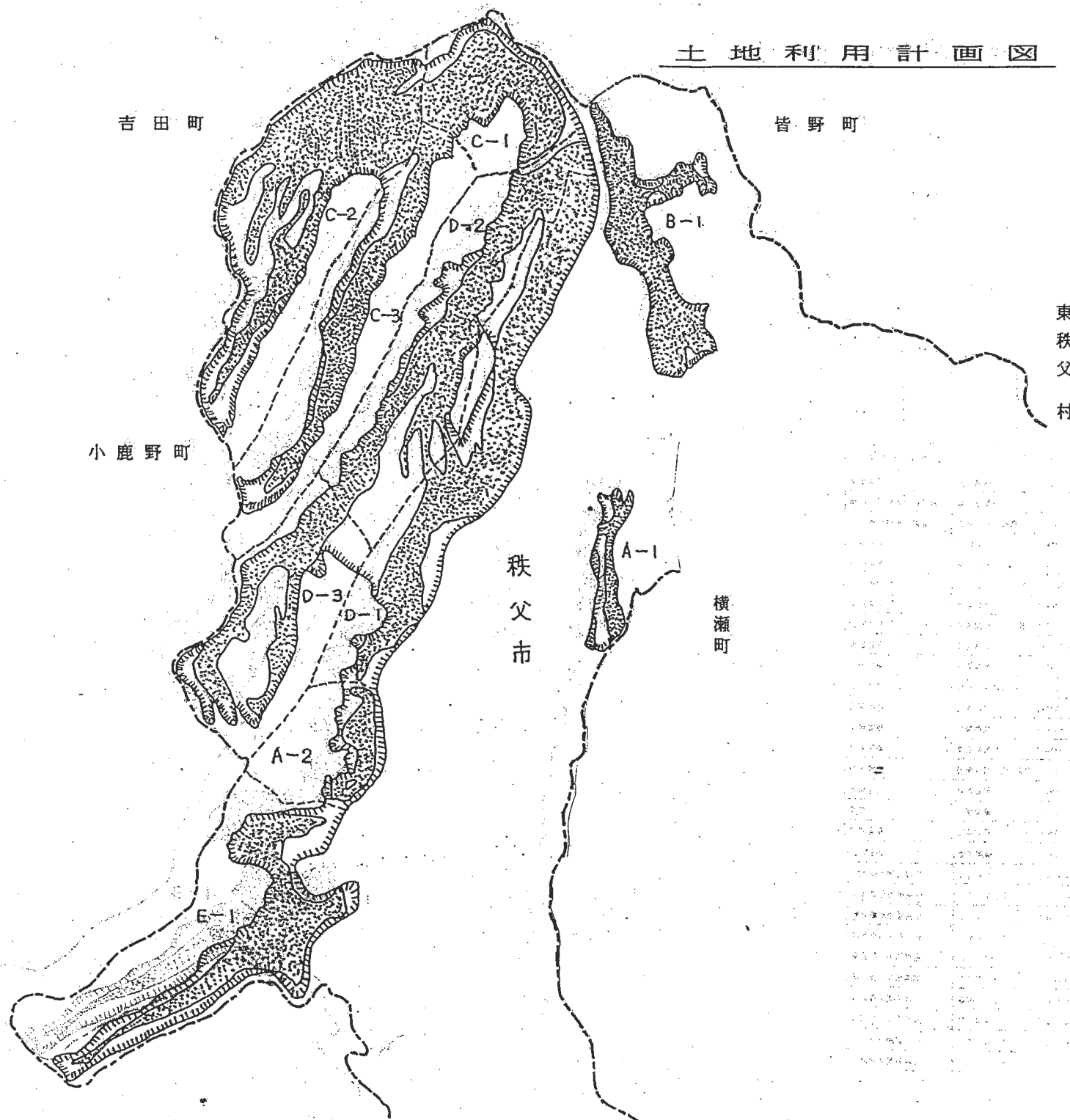








土地利用計画図



凡例

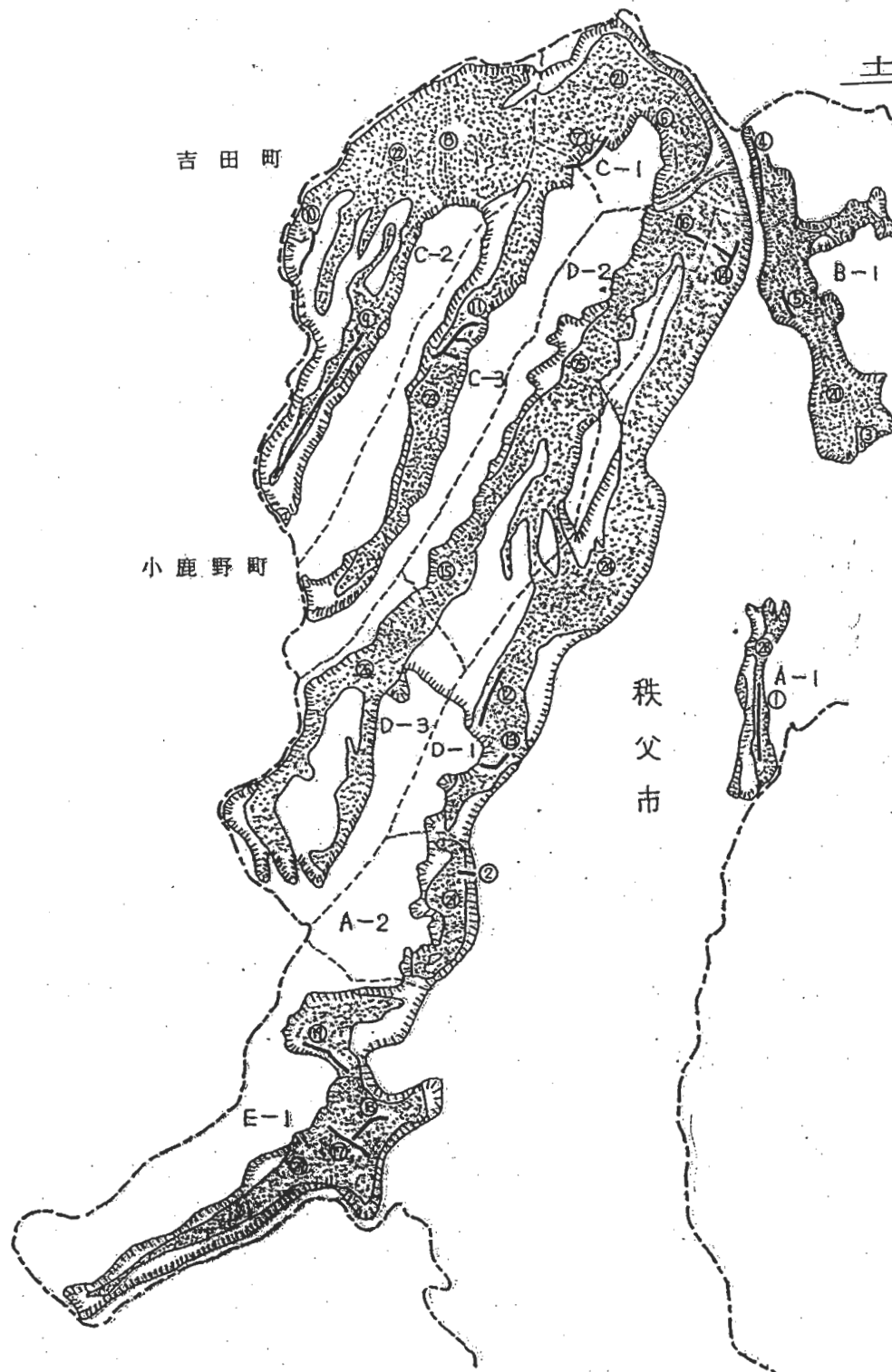
	市町村界
	農業振興地域の範囲
	区域の範囲
	農地

東秩父村

横瀬町



土地基盤整備開発計画図



凡 例

-----	市町村界
⊞	農業振興地域の範囲
-----	区域の範囲
⊞	農 地

東秩父村

事業の種類	事業の概要	受益の範囲	受益面積	列記番号
農道整備	農道整備 L=780a B=4a	上〇市 A-1	5 ha	1
かんがい用排水施設整備	排水施設整備 L=44a B=2a	河 A-2	3	2
かんがい用排水施設整備	排水施設改良整備	基 B-1	1.6	3
農道整備	農道整備 L=440a B=2a	〃	8	4
農道整備	農道整備 L=250a B=4a	〃	3	5
区域整理	区域整理(田・畑) 5 ha	横切・小住 C-1	5	6
農道整備	農道整備 L=660a B=2a	〃	10	7
区域整理	区域整理(田・畑) 100 ha	大田・伊古田 C-2	100	8
農道整備	農道整備 L=2,000a B=1a	〃	10	9
農道整備	農道整備 L=700a B=2a	〃	6	10
農道整備	農道新設延長 2,000a B=2a	基 C-3	10	11
農道整備	農道新設延長 L=440a B=2a	〃 D-1	8	12
農道整備	農道整備 L=440a B=2a	〃	5	13
農道整備	農道整備 L=440a B=2a	〃	8	14
区域整理	区域整理(田・畑) 64 ha	横田・横村 D-1	64	15
農道整備	農道整備 L=300a B=2a	横 D-2	6	16
農道整備	農道整備 L=400a B=2a	久 E-1	4	17
農道整備	農道整備 L=500a B=2a	〃	5	18
農道整備	農道整備 L=450a B=2a	久 E-1	25	19
排水排水施設整備	20ユニット 2894人規模	基 B-1	〃	20
排水排水施設整備	13ユニット 678人規模	横切・小住 C-1	〃	21
排水排水施設整備	21ユニット 1073人規模	大田・伊古田 C-2	〃	22
排水排水施設整備	8ユニット 435人規模	基 C-3	〃	23
排水排水施設整備	36ユニット 3008人規模	〃 D-1	〃	24
排水排水施設整備	22ユニット 1004人規模	横 D-2	〃	25
排水排水施設整備	8ユニット 304人規模	横 D-3	〃	26
排水排水施設整備	24ユニット 1176人規模	久 E-1	〃	27
排水排水施設整備	3ユニット 189人規模	上〇市 A-1	〃	28
排水排水施設整備	5ユニット 489人規模	河 A-2	〃	29

横瀬町



農業近代化施設整備計画図

吉田町

皆野町

小鹿野町

秩父市

横瀬町

凡例

-----	市町村界
▨	農業振興地域の範囲
-----	区域の範囲
▨	農地



東秩父村

施設の種類	設置及び規模	受益の範囲			利用組織	区域番号
		受益地区	受益戸数	受益ha		
スプリンタラー	大宇大宮 20セット	上の台	15	5	上の台農業団を設立して運営	1
ビームハウス	大宇大宮 2ヶ所 600㎡	A-1	5	6.1	上の台農業団を設立して運営	2
乾花処理施設	大宇大宮 1ヶ所 150㎡		2		上の台農業団を設立して運営	3
住居ハウス	大宇新宮 5ヶ所 500㎡	新宮	5	2.5	新宮農業団を設立して運営	4
乾草ハウス	大宇新宮 2ヶ所 250㎡	A-2	4		新宮農業団を設立して運営	5
住居ハウス	大宇新宮・小柱 5ヶ所 600㎡		20	7	新宮・小柱農業団を設立して運営	6
キューリハウス	大宇新宮・小柱 2ヶ所 1,000㎡		5	6.1	新宮・小柱農業団を設立して運営	7
乾花処理施設	大宇新宮・小柱 5ヶ所 750㎡		5		新宮・小柱農業団を設立して運営	8
乾燥機(本機)	大宇小柱 1ヶ所	新宮・小柱	72	13.5	共同利用組合を設立して運営	9
トラクター(300-400)	大宇小柱 1台		12.5		共同利用組合を設立して運営	10
コンバイン	大宇小柱 1台		72	13.5	共同利用組合を設立して運営	11
カーペットグスター	大宇小柱 1台		72	13.5	共同利用組合を設立して運営	12
青田植機	大宇小柱 1台		72	13.5	共同利用組合を設立して運営	13
青田施肥(本機)	大宇小柱 1ヶ所		72	13.5	共同利用組合を設立して運営	14
住居ハウス	大宇大田・伊古田 10ヶ所 1,500㎡	大田・伊古田	30	15	大田・伊古田農業団を設立して運営	15
キューリハウス	大宇大田・伊古田 3ヶ所 1,000㎡	C-2	5	6.1	大田・伊古田農業団を設立して運営	16
乾燥機	大宇大田・伊古田 2台		10	3	大田・伊古田農業団を設立して運営	17
住居ハウス	大宇高沢 3ヶ所 330㎡	高沢	3	5	高沢農業団を設立して運営	18
トラクター	大田地区 1台	新宮・小柱	50	34	大田農業団を設立して運営	19
土壌消毒機	大田地区 2台	大田・伊古田	20	6	大田二人たぐい農業団を設立して運営	20
こんにゃく菓子貯蔵庫	大田地区 1ヶ所 150㎡	C-2	20		大田二人たぐい農業団を設立して運営	21
住居ハウス	大宇新宮 3ヶ所 600㎡	新宮	15	16	新宮農業団を設立して運営	22
キューリハウス	大宇新宮 2ヶ所 500㎡	新宮	5	6.1	新宮農業団を設立して運営	23
乾草ハウス	大宇新宮 1ヶ所	D-1	5		新宮農業団を設立して運営	24
スピードスプレイヤー	大宇新宮 1台		10	5	新宮農業団を設立して運営	25
住居ハウス	大宇新田 5ヶ所 1,000㎡		25	15	新田農業団を設立して運営	26
イチゴハウス	大宇新田 1ヶ所 300㎡		3		新田イチゴ農業団を設立して運営	27
キューリハウス	大宇新田 3ヶ所 500㎡	D-2	5		新田キューリ農業団を設立して運営	28
乾花処理施設	大宇新田 2ヶ所		5		新田農業団を設立して運営	29
コンバイン	大宇新田 1台		5	1.5	共同利用組合を設立して運営	30
トラクター	大宇新田 1台		5	1.5	共同利用組合を設立して運営	31
住居ハウス	大宇新田 3ヶ所 600㎡		15	16	新田農業団を設立して運営	32
イチゴハウス	大宇新田 3ヶ所 600㎡		5		新田イチゴ農業団を設立して運営	33
キューリハウス	大宇新田 2ヶ所 500㎡		5		新田キューリ農業団を設立して運営	34
乾花処理施設	大宇新田 2ヶ所		3		新田農業団を設立して運営	35
乾燥機	大宇新田 1台 50㎡	D-3	3		新田農業団を設立して運営	36
乾草ハウス	大宇新田 3ヶ所 300㎡		5		新田農業団を設立して運営	37
農産物貯蔵庫	大宇新田 1ヶ所		5		共同利用組合を設立して運営	38
トラクター(300-400)	尾田両地区 1台	新宮・高沢	50	34	尾田両農業団を設立して運営	39
バックホー	尾田両地区 1台	D-2	15	8	尾田両農業団を設立して運営	40
肥田機	大宇大宮 1台		95	46	大宇大宮農業団を設立して運営	41
動力噴霧機	大宇大宮 1台		95	46	大宇大宮農業団を設立して運営	42
自動給餌機	大宇大宮 1台		95	46	大宇大宮農業団を設立して運営	43
住居ハウス	大宇大宮 20ヶ所 1,100㎡	E-1	50	34	大宇大宮農業団を設立して運営	44
乾草ハウス	大宇大宮 5ヶ所 500㎡		5		大宇大宮農業団を設立して運営	45
菓子貯蔵庫	大宇大宮 1ヶ所		23	5	共同利用組合を設立して運営	46



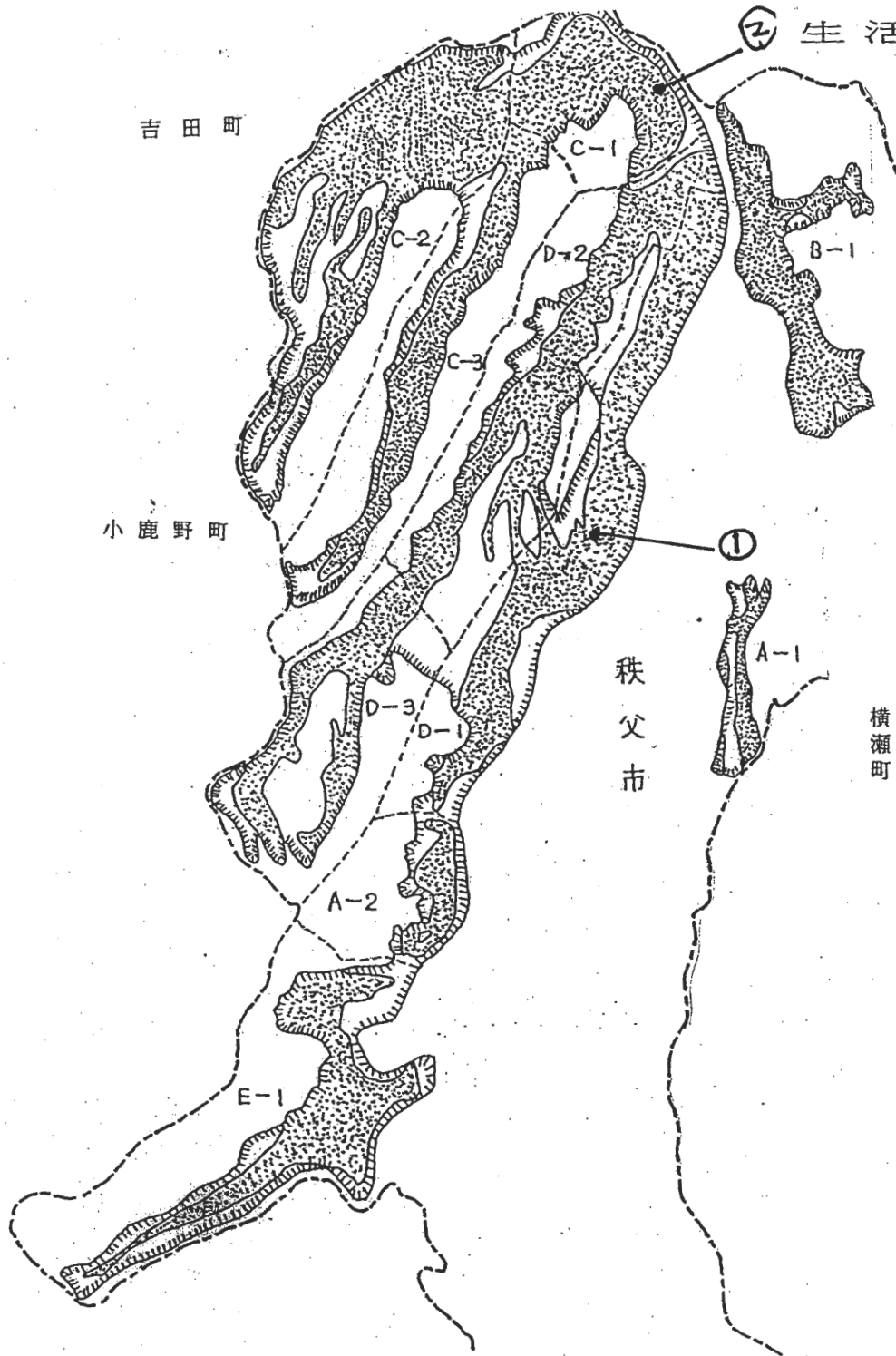
② 生活環境施設整備計画

凡 例

-----	市町村界
	農業振興地域の範囲
-----	区域の範囲
	農 地

東秩父村

施設の種類	位置及び規模	対図番号	備 考
集会施設	大字寺尾永田地区 1棟 200㎡	1	
集会施設	大字小柱地区内 1棟 219㎡	2	



吉田町

皆野町

小鹿野町

秩父市

横瀬町

